

平成 2 9 年第 3 回
笠置町議会定例会会議録
(第 4 号)

平成 2 9 年 1 0 月 3 日

京都府相楽郡笠置町議会

平成29年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第4号）

招 集 年 月 日	平成29年10月 3 日 火曜日						
招 集 場 所	笠置町議会会議場						
開 閉 の 日 時 及 び 宣 告 者	開 会	平成29年10月 3 日 9 時30分			議長	杉 岡 義 信	
	閉 会	平成29年10月 3 日 15時39分			議長	杉 岡 義 信	
応（不応）招 議 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8 名 欠席 0 名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	坂本英人	○	
	3	向出 健	○	7	松本俊清	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地 方 自 治 法 第121条の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8 名 欠席 0 名
	町 長	西村典夫	○	建設産業課 長	石川久仁洋	○	
	副 町 長	青柳良明	○	人権啓発課 長	増田好宏	○	
	総務財政課 長 兼 企画観光 課 長 兼 会計管理者	前田早知子	○	地方創生 担当参事 兼 保 健 福祉課長 事務取扱	東 達広	○	
	企画観光課 担当課長	小林慶純	○	税住民課長	由本好史	○	
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長	穂森美枝	○	局 長 補 佐	藤田利則	○	
会 議 録 署 名 議 員	2 番	西 昭 夫		3 番	向 出 健		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成29年第3回笠置町議会会議録

平成29年9月13日～平成29年10月3日 会期21日間

議 事 日 程 (第4号)

平成29年10月3日 午前9時30分開議

- 第1 諸般の報告
- 第2 議案第33号 平成29年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件
- 第3 一般質問
- 第4 閉会中の継続審査・調査の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年9月第3回笠置町議会定例会第4日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

議長（杉岡義信君） 日程第1、諸般の報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 本日、第3回定例議会の会期を延長いただき、第4日目を開催いただくことになりました。

さて、かねてより議員の皆様にご心配をおかけしておりました庁内の体制について、10月1日付で人事異動を発令いたしましたので、御報告させていただきます。

企画観光担当課長に小林慶純、企画観光課長は総務財政課長、前田早知子が兼務いたします。小林担当課長には、重点課題でありますいこいの館の経営改善のため、いこいの館の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定に基づく管理及び運営に関する指導といこいの館の改修に関し、現場における改修作業の指導と調整に当たってもらいます。また、追加提案といたしまして、平成29年度一般会計補正予算（第5号）を提出させていただきましたので、御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉岡義信君） これで、諸般の報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第2、議案第33号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第33号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出総額14億2,185万2,000円に、歳入歳出それぞれ209万4,000円を増額し、歳入歳出総額を14億2,394万6,000円とするものでございます。内容は、衆議院議員の解散に伴う選挙の執行経費として209万4,000円を計上しております。財源といたしましては、府委託金と繰越金を充当しております。御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第33号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件につきまして、説明させていただきます。

平成29年9月28日に衆議院が解散され、10月10日公示、10月22日投開票の日程で、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が実施されることとなりましたので、その執行経費を計上させていただきました。

それでは、歳入のほう、説明させていただきます。7ページをお願いいたします。

今回の執行経費につきましては、全て府からの委託金を受けて実施することになっておりますので、14款府支出金、3項委託金、総務費委託金といたしまして、201万円を計上しております。財源不足になりますものは、18款の繰越金で、前年度繰越金といたしまして8万4,000円を充当させていただいております。

続いて、歳出の説明に移らせていただきます。8ページをお願いいたします。

2款総務費、4項選挙費、2目衆議院選挙費といたしまして、209万4,000円でございます。報酬につきましては、当日の投票管理者、投票立会人、開票立会人、開票管理者のほか、11日から実施となります期日前投票の管理者及び立会人の経費を計上させていただきました。賃金につきましては90万円で、投開票事務に係る従事者の賃金、選挙公報の配布賃金等を計上させていただいております。役務費の5万4,000円は、投票所入場券の発送経費と不在者投票の発送経費となっております。委託料19万3,000円につきましては、ポスター掲示板の設置・撤去事業といたしまして、19万3,000円を計上しております。使用料及び賃借料5万2,000円につきましては、開票事務で使用いたします計数機のリース代として計上させていただきました。以上、選挙関係の経費としての計上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（杉岡義信君） これから、質疑を行います。

質疑につきましては、同一議題について3回までですので、申し添えます。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第33号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件は原案のとおり賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第33号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第3、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

5番議員、大倉博君の発言を許します。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

まず、私が常に考えています笠置町の将来について。

笠置町の10年後、20年後の将来は、町長、どのように考えておられるのか。また、どうあるべきかと考えておられるのか、まずお聞かせ願いたい。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 一番に思いますことは、少子高齢化に伴う人口減少、また人口構造の変化でございます。このことは笠置町におきます経済活動やコミュニティー活動の活力を衰退させ、ひいては安定した生活、暮らしそのものの存立を脅かす事態が予想されます。このような認識を持ち、2040年には人口888人となるよう人口ビジョンを策定しております。このようなことが実現してまいりますよう創生事業に取り組んでおるところでございます。

笠置町はコンパクトなまちで、行政と住民が一体となれるまちでございます。こういう強みを生かして、コンパクトなまちづくりを実現して、若者から高齢者の方まで多世代の住民が集う場をつくり、新しい地域の活動や雇用の創出、地域の資源を生かした新たな人材の受け入れ、まちのにぎわい、活性化をもたらすまちづくりをやっていきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、今一番先に、少子高齢化、人口減少とおっしゃいました。２０４０年には８８８人とおっしゃいましたが、２９年６月、この前の伊賀の定住圏の関係のところの資料を見れば、持っておられますか、これを見れば、２７年の国勢調査では１，３６８人、２０４０年には、これでは７７５人となっています。８８８人にしたいという希望はわかりますけれども、人口統計調査から、この資料は当然町長も伊賀市に行かれてわかっておられると思います。そして、何よりも一番困るのは、年少者と生産者年齢が減少率が高いということなんです。これを見ますと、平成２７年の国勢調査では年少が６３人、この前聞きましたら既に５７人になっています。それがどんどん減って、今言われているように２０４０年ごろには４０人となる、４７年には。そして、生産者年齢が、２７年度は６７８人ですけれども、それがどんどん減って４７年には３００人台になるんですよ。そうすると、どういうことが考えられるかという、やはり税収が下がるわけです。そして、高齢者の比率がそんなに下がらないんですよ。この点に、町長もこれに行かれて持っておられると思いますけれども、共生ビジョン、どのように、税収の関係とか年少のことを考えたら、今おっしゃったこと、新しい行動とか人材の受け入れとかいろいろおっしゃったけれども、具体的にどういったことをするとか、我々は、それでないとちょっとわからないんですよ。具体的な数字、こういうことが出ています。そんな抽象的な言葉では、今もうだめなんですよ、笠置町は。どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 議員言われますように、行政にとっては人口と財政が基本でございます。人口減少に伴う行政サービスなどの質の低下が避けられないため、そうなれば、さらに転出などが発生し、歯どめがかからなくなります。何としても人口減少を食い止めていく手だてが必要と考えております。人口構造が変化して生産年齢が減っていく、そのようなことも当然起きてくるわけでございます。新しい財源をどのような形で捻出していくか、そういうことも大きな課題だと考えております。

まず、私が第一に考えますのは、やはり健康なまちづくり、これが第一になるかと思っております。いつまでもお元気で暮らしていただける、健康寿命を高めることが、財政をよくしていく、これが一つの私は第一の基本だと考えておりますし、そういうことにおきまして、医療費や介護の給付費を減らしていく、そういうことを、一般財源を変えるような、そういう手だてが大きな手だてだと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

確かに、町長がおっしゃるように、それは健康づくりというのは大事なんです。それ以上に、町としてどういう施策をとるか、少子高齢化の、財政事情が悪い中。それを私は聞いているんですよ。確かに健康づくりも大事ですよ。だけど、どういう施策をやれるかということをお聞きしているんですよ。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） やはり町外から、新しい人や物やお金を呼び込んでくる必要があると私は考えております。笠置町には、豊かな歴史や自然の資源がたくさんございます。そういうのを生かして、外から人を呼び込み、物を呼び込み、お金を呼び込んでいく、そういうことで笠置町の経済を発展させ、またお金が回っていくような仕組みをつくっていききたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

今、町外から人とかお金とおっしゃったけれども、歴史は、それは当然ありますよ。そうじゃなしに、具体的にどういう施策をやれるかということをお聞きしておるんですよ。抽象的なことは、もう今要りませんわ。どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 抽象的なことではございませんで、現に、若い人や笠置町の魅力を感じて外から来ていただける人がたくさん存在しております。そういう方々にもっと来ていただくような仕組みをつくって、そういう方がお金を落としていただける、そのようなまちづくりを進めていきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） それでは、空き家対策とかやっておられるんですけども、何人ぐらいふえて、どうなっているんですか。今、新しい人が来られてとかおっしゃっているけれども、どうなんですか、具体的には。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 空き家バンクの取り組みも非常に大事だと私は考えております。今、詳しい数字は忘れましたけれども、10 人を超える方が移住を求められております。今空き家バンク登録をされているのは2軒だと聞いております。その辺でのマッチングがなかなかできない、そういう状況でございます。私は、今後、空き家バンクについての取り組みを進め

ていきたいと考えております。今空き家バンク登録が少ないといいますのは、やはり持ち主の荷物だとか、一番大きな仏壇とかがあって、なかなか空き家バンクに登録をしていただけない、そういう状況がございます。ところが、他町村もそういう事例が多々あるわけですが、いろんなアイデアや考え方で、そういうことも克服して空き家バンクに登録をしていただいている、そのような事例もお聞きます。私は、今後そういう先進的な取り組みをされている事例を笠置町にも導入させていただき、空き家バンク登録がさらに拡大してＩターンを迎える、そのような取り組みを進めていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君、最初に言うたように関連質問はしないでくださいということなので、質問を変えてください。大倉君。

５番（大倉 博君） ５番、大倉です。

それでは、先ほど年少者の数字を言いましたけれども、将来的に、そしたら保育所、小学校、中学校は、どのように考えておられるのか。今、３カ町村でいろいろやっておられますけれども。前の町長のときには、小学校は１人でも残すとおっしゃいました、私が以前質問したときには。どうなんですか。これ、本当に子供が、それでいいのかどうか、この前も運動会がありましたけれども、紅組が１４人で白組が１２人、２６人でした、小学生。中学校の運動会でも５０人ぐらいでした。今ですらこれやのに、先ほど来言っていますように、年少者はどんどん減るんですよ。この予測ではですよ、予測では。将来的にどういうふうに捉えているのか、これでいいのかどうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 現在、保育所、小学校、中学校は、少人数学級ならではの充実した教育を展開していただいております。８月には、府ＰＴＡ指導者研修会議で笠置小学校の児童が落語を発表され、たくさんの方から大喝采を受けられました。笠置小学校ならではの大きな誇りでございます。当面は少人数学級のよさを生かしてこういう教育を推進してまいりたい、また将来につきましては、児童数の変化なども考えながら、連合とも相談しながら、笠置小学校の教育のあり方を検討していきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

５番（大倉 博君） 将来じゃなしに、常に、現実が迫っているんですよ。もう手おくれというか、私はそう思っているんですよ。だから、これを見れば、村の年少者でもガタ減りですよ、これ。村のこれ、たまたま見れば、平成２７年では１７５人ですがけれども、５年後の３０年では１１６人、そうすると、平成４７年では６５人となっておりますよ、予測では。

そうすると、村もそうなんですけれども、笠置中学校でも、今50人が30人になり、それが、経営というか、できるかどうか。その辺どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、小学校におきまして、この前の運動会でも来年度の新入生が演技に出演していただきました。5人おられるとお聞きをしました。今度卒業される方が5名で、今度の入学される方が5人と知りおきます。2年生は7人おられますから、当分の間は充実した少人数学級を展開していただける、そのように考えております。また将来につきましては、やはり笠置町だけの問題ではありません。笠置町だけで解決する問題ではございません。例えば村と統合するとかそういう話であれば、村さんの意向も当然ありますし、その辺は連合を中心にして、そういうことは相談しながら考えていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

将来じゃなしに、今言いましたように具体的な数字が出ているんですから、今すぐでも、どうするかという協議をやってください。そうやないと、子供たちがこれでいいかどうかは私はわかりませんが、かわいそうですよ。そら、言うたら悪いですけども、木津川市とか格差が物すごいですよ。生駒市の方でも聞いていたら、1学年物すごい人数がおると聞いております。距離が20キロ足らずのところでも格差が余りにも大き過ぎます。だから、子供の数というのはだんだん減っているんですから、そうじゃなしに、具体的にすぐに取り組んでください。どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 基本的な考え方は、大人の考えがどうのこうのと言うよりも、やはり子供たちにとってどういう教育がベストなのか、そういう観点を持って、こういう小学校のあり方も考えていかなければならないと思っております。今申しましたように、子供たちにとってどうなのか、それを第一に考えながら、この話は連合とも相談しながら進めていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） だから、具体的に進めてくださいと言っているんです。そして、私も電車によく乗って帰るときがあります。中学生の方、顔見知りの方でも、ほとんど笠置の方ですけれども、午後からも塾に行っておられます。塾帰りの方をよく見ます、中学生で。よく見ます。だから、そういうふうに、その子らが本当に幸せなのかどうか。だから、PTAの

方とか、そういった協議をされているのかどうか。今、子供さんがどうのとおっしゃったけれども、そうじゃなしに、本当に子供の将来、これからグローバル化の今の社会の中で、それでいいのかどうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 子供たちにとってどういう教育がいいのか、そういうことにつきましては、やはり学校やPTAや、また教育委員会などを踏まえまして、そういう協議はやっぱりしていく必要があるかと思います。そういうこともこれから提案し、取り組んでいきたいと考えます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

先ほど言ったように、人口減少に伴って、やはり財政規律というか住民税の減少など、先ほど見ましたように当然減ってきます。収入増が期待できない中、また、笠置町は地方交付税1人当たり61万円とこの前言いました、もらっている額が。交付税の配分基準の見直しも今必要とされています。政府は、人口減少が進むと、我々笠置町みたいな小さな自治体には割増というか、もらっています。しかし、こうした自治体も、二、三年前からできたまち・ひと・しごと創生戦略ですか、事業、これに関しても排除されて、笠置町の地方交付税が今まで7億円余りでしたけれども、27年、28年は7億9,000万円となっています。これも、まち・ひと・しごと創生事業の一環でふえたと思います。しかし、国の財政事情も年々悪くなり、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを過ぎれば、財政事情も、国もだんだんと、前から言っていますように高齢者の2025年問題が待ち構えております。それに対して笠置町は、この4月からは財政の硬直化になるような予算が組まれております。財政の硬直化に対して、町長、どのように考えておられますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の財政関係の御質問にお答えさせていただきます。

本年度、初日に認定いただきました決算につきましても、27年度と比べまして、税収は、かなり住民税は減少しております。ただ、経常収支比率につきましても、28年度は88.5、27年度は88.6と、ここ2年、100を切ることができております。先ほどおっしゃいました笠置町の財政につきましても、地方交付税がかなり大きなウエートを占めております。人口減少対策、それから地方創生に関する交付金等もございますので、地方債

の繰上償還等もございましたので100を切るような状況が生じてきていると思っております。ただ、今後、事業を進める上では、地方債の借入起債等も必要になってきますので、100を切る状態が維持できるような財政で進めたいと思っております。地方交付税、うちでは半分近く、50%というような財源割合となっております。硬直化したような予算編成やということではございません。経常的な経費もちろん見ておりますが、本年度につきましては事業的な経費も見ておりますので、硬直化した予算というふうなニュアンスではないかと思っております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

財政の硬直はないとおっしゃるけれども、ことしの4月予算、前にも言いましたけれども、副町長の予算、それから人件費2人増員、それから子供の給食費の問題、それから今度バスの問題が10月からあります。そして、今度の予算で通りましたけれども嘱託職員1人100万円余りついていきます。そういったことを言っているんです。だから、それが財政の硬直化に結びつきませんか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 今大倉議員のほうから、財政の硬直化に関して、人件費が占めるウェートが高くなれば、イコール硬直化というような御指摘がございました。地方自治体、民間企業もそうなんですけれども、少し考え方を変えますと、人件費はやはり事業費であり、その人をもってどれだけの事業効果を出すかという、そこにかかっているというふうに考えております。予算がつかなければ事業が展開できないという従来型のそういう地方自治体の運営ではなく、その人を充てることにより人件費が相当な事業効果を生み出す、その働き方あるいはその人が持っているスキルを最大限引き出すということが重要であると考えておりますので、人件費がふえるということが硬直化につながる、財政を圧迫するというのは、むしろ人件費の使い方の問題であるというふうに認識をいたしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 今、副町長がおっしゃったけれども、確かにそうなんですよ。けれども、財政の硬直化というのは、確かに人件費というのはどこでも大変なんですよ。それをいかに減らして、今、嘱託職員の方が何人おられるのか、たしか10人ぐらいおられると思います。それ以上にふえているんですよ。嘱託職員のことは言いませんけれども、今たしか10人ぐらいはおられると思います。だから、今度も10月に1名増員なんて、簡単に増員

100万円ぽつと自分の家やったら出せますか。そういったことを言っているんです、私は。だから、そういったことやなしに、その辺のところ、将来的に、財政の硬直は、しまいには、何も事業ができない状態に、先ほどから言っていますように財政もだんだん減少してきます。そういった場合に、本当にそれでいいのか、人を雇うということは、なかなか切るということはできないんですよ。事業というのは、例えば花火やったら来年度終わりと言ったら、それで終わっていくんですよ。人件費というのは、なかなか人を切れません。だから、それが財政の硬直化にもなると私は言っているんです。この議論をしてもあれですんで、次にいきます。

これは要望というか、ちょっと本を読んだことをいろいろ言いますけれども、ことしの夏はいろんな本を読みましたが、人口減少、少子高齢化という右肩下がりの、いろんな本を読みました。やはり少子高齢化、人口減少と言うたらどこでも大きな問題になっております。そして、文藝春秋、去年の9月から連載でやっておりますけれども、私は切り抜いて置いています。この近くでは、奈良県の野迫川村、あそこはアマゴ養殖をやっています。そこも、アマゴ養殖も、結局は、今はいいけれども次の担い手がないということ、こういったやつが毎月連載で書かれておりますけれども、アマゴ養殖も書かれておりますけれども、よその、夕張とかいろんなところ、例えば高齢化率が、群馬県の南牧村でしたか61%を売りに出しております。しかし、どこの自治体でも地方は消滅しないと書いてあるけれども、やはり消滅するようなことが最後にいずれも書かれているんですよ、本当に。だから、そういったことを思ってもっと真剣に捉えて。笠置は恐らくすぐ1,400人を割ると思います。最後にどうかといいますと、「限界国家」という本も出ておるんですよ。これは何かというと、日本が移民政策をやらなければ、日本が将来は沈没すると。欧米社会は移民政策をやったということになったという本で、日本ではやはり移民というのはなかなか難しい問題があると思うんですけども、これは堺屋太一さんが推薦されている本なんですけれども、そういった本も今出ています。こういった本ばかりです、今読んでいても。我々の時代は右肩上がりの本ばかりでしたけれども。そういったことだけ言っておきます。

次に、相楽地区広域市町村圏と伊賀、この前の定住圏の関係なんですけれども、ちょっとお聞きしますけれども、伊賀との関係で、今まで締結された事業は何ですか。今後、また考えられる事業というのは。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 定住自立圏に関しまして、大倉議員の御質問にお答えさせていただき

ます。

締結された事業ということでございますけれども、共生ビジョンに記載されたものについて順次進めていくということでございます。現在、各部会、例えば医療福祉の部会でありますとか教育部会、産業振興部会というふうに、部会で、具体的にどういう事業を行うかという計画づくりを進めさせていただいております、それぞれがやれる事業からまずやってみましょうということでスタートを切らせていただいております。笠置町におきましては、既に9月補正予算でお認めいただきました、救急医療の24時間のコールセンターにつきましてまずスタートしましょうということでございまして、それ以外に関しましては、今後部会で詰めさせていただき、できるところから順次やっていくというような、そういった流れでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほどおっしゃったように、救急相談ダイヤル24ですか、27万4,000円、来年度はその半額で十何万円とか予算が出ていますけれども、これとて、これは、やはり相楽一体となった、我々、国民健康保険山城組合議会とか相楽中部消防組合とかあります。そして、相楽郡広域事務組合、休日応急診療所とかあります。それとどう結びつくんですか。これが、ダイヤル24というのは相談だけだと思うんですけども、相楽にはこういった似通ったことがあるんですよ。それが、何で伊賀となるんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 大倉議員の質問にお答えさせていただきます。

相楽の広域事務組合におかれましても、休日診療されておられます。そういった相楽の取り組みとバッティングするかしらないかでございますけれども、今回伊賀市との間でコールセンターを事業化するという特色は、従来型のコールセンターというのは、実は警備会社が受託しているような内容でして、専門的なお問い合わせまでお答えができなかったというところがございます。伊賀市さんにおかれましては、24時間お答えができる専門的な立場の人間、例えば医療系の職種の方々が対応いただけるなど、電話におけるある程度のアドバイスがいただけるということでございますので、これは、これまでにないサービスということで、ぜひ笠置町の方々にも御利用いただくメリットがあるのではないかと考えております。当然、相楽の広域事務組合の諸施策に関しましては、積極的に、これまでどおりの関係をもって対応させていただきますので、それを阻害するようなことにはならないというふうに考えてお

ります。実働的にコールセンターを活用して、じゃ、救急医療を伊賀市にお願いするかというと、そうではございませんので、実際のところ、コールセンターの機能を活用させていただくと、それによって、住民の方々に一定の安心を持っていただくというふうに、取り組みを進めて、そういった内容のことを啓発させていただきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

今、副町長がおっしゃったように、救急はだめと。これは、私もそういったことを聞いております。救急は、伊賀から笠置に来てくれるかと言ったらそうでもないんです。だから、こういった事業で本当に結びつくかどうか。救急があれば、山城病院の消防組合がありますから、そういったところで運ばれるとか。そういった救急であって、何でこういうことが必要なのか私はちょっとまだわかりませんが。それと休日診療も先ほど言いましたようにある。なぜこういったことになるのかどうか。先ほど言いましたように救急はだめとなるんやし、それは、相談してすぐに救急車が岡波病院とか上野市民病院とか行けるかどうか。そういったことをできるかどうかですよ。この件は、もうこれで終わっておきます。

次に、今、そういった問題で相楽地区との事業の弊害が起こっていないか。木津川市は、ことしの花火大会で、市制 10 周年という冠を掲げて花火大会をやられました。相楽地区の事業の弊害というのは起こっていませんか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 相楽地区広域市町村圏の取り組みと伊賀の定住自立圏の取り組みにおきまして、今のところ、そういうバッティング、弊害は起こっていないと理解しております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

町長、こういうこと、町長もおられてわかっておられたはずですよ。相楽事務組合の議会。私もその一員ですけども、木津川市や精華町の議員さん方に、定住圏のことを物すごくよく聞かれたんですよ。私はちょっとわかりませんという答えしか出ませんでした。そういったことかどうかわかりませんが、木津川市のある議員の方が質問されたことが、要するに相楽広域事務組合の予算というのは 29 年度は 2 億 6,000 万円、そのほとんどがし尿処理の予算です。2 億 2,500 万円、パーセンテージは 86%、ほとんどがこの事業なんですよ。そこで、市町村の分担金は、木津川市と精華町で約 70% を占めております。

これは、我々3カ町村が、おんぶに抱っこというか、そういう言い方したら向こうの方に失礼かわかんけれども、ほとんど事業を賄ってもらっているんです。それで、このし尿処理もどんどん減ってきているわけです、搬入が。3カ町村も、木津川市も。特に精華町なんかは、下水処理が整備されているのか知らないけれども、ほとんど減ってきております。そういった中で、延命化計画ということをお聞きだと、町長、おられたから知っておられます。これが平成47年まで伸ばすという話があった。そのときに、私はびっくりしたんやけれども、先ほど言いましたように、ある木津川市の議員の方が質問されました。私は、そのときに、47年の延命方策は必要あるかどうかと質問されて、必要ないとおっしゃった。これを聞いて、ある程度、私の勘ぐりじゃないけれども、定住自立圏の関係があるんじゃないかと私はそう思ったんです。私は、思ったんです。だから、これがなくなれば、相楽広域事務組合というのは、本当になくなるんですよ。

それと、もう1点、前から言っていますように、相楽東部広域連合組合では、ごみ処理の問題も、私はその件は委員と違いますから質問をしませんけれども、3月議会でも取り上げましたように小学生の給食費等の問題で、ある町の方が、これは東部連合を解散したらどうかと、議員の方がおっしゃいました。こういった、もう10年間我々がやってきた、むしろ相楽広域と一体になるべきじゃないかと思うんですけれども、今言いましたように、この2点について、ごみ・し尿処理の関係と今言いました給食費の関係で、議員さん方からこういう声が出てきたということは、やはり私は、一つには定住自立圏のことがあるんじゃないかと私は思っているんですよ。だから、こういったことが出てくること自体が、相楽一体にならなアカんの、こういったことが何で出てくるんか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今大倉議員からの発言につきましては、私は、そうは思っておりません。

し尿処理施設の延命化は、木津川市の市会議員の方が、する必要がない、そういうことも発言されました。私もその席にいました。その議員の方が言われますのは、大谷処理場の延命化に莫大な費用をかけるよりも、今ある施設、ちょっと詳しくは存じませんが今ある施設を設備整備して、そこを使ったらどうかということでございますので、定住自立圏とは関係ないと思っております。

学校の子供たちの給食費、この前新聞に載っておりました。京都府で一番最初に言われたのが伊根町でございます。2番目にされたのが井手町でございます。笠置町は、そういう位置づけはされておられません。笠置町は、子育て支援の中でそういうことを充当しておるわけ

でございますので、笠置町におきましては、給食無料化という、そういう制度は立ち上げていない、そういうことで御理解をお願いします。そういうことにつきまして、広域組合におきまして弊害が起こっている、そのような認識は持ってはおりません。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

そうじゃなしに、給食費とか、3カ町村がやっぱりやっているわけですよ。条例もあるんですよ。だから言っている。だから、3カ町村一体やったら私はいいと思うんですよ。そういうことも言いました。笠置町だけがそれをやったらだめだと。それで、そういう言葉が町の議員から出てくるんですよ。笠置町が勝手にそんなんやるべきじゃないと私は前にも言いました。だから、そういう問題がやはり3カ町村で、私もこれを具体的に出したのは悪いけれども、村長さんとか町長もやっぱりこの件では困っておられました。そうすると、うちも出せば、和束町なんかは小学生がまだ多いから費用がどんどんかかるんですよ。そういったことを考えたら、3カ町村でもう一遍議論をしてください、そういった声が出ないように。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 給食費無料化についての議論になっているわけですがございますけれども、私は、この制度を立ち上げますときに、正副連合長に相談をいたしました。笠置町は、独自として、子育て支援の一環として、そういう思いでやられるならそれは理解できます。そういうことへの了解はきちんといただいております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

それは、社交辞令としてそうおっしゃるかもわかりませんが、具体的に、私は、村長とか町長と話をしているんですよ。もうその議論はもう差し控えるけれども、そうなんですよ、現実には、それは、社交辞令上おっしゃっているだけです。それはいいです。

それで、先ほど来言っているように、先ほど言った木津川市がなって10年、その遺産としてできたのが広域連合なんですよ。広域連合をもっと主体的に積極的に活用して、伊賀市云々よりも広域連合をもっと使ってもらった方がいいと思うんですよ。それを主体的に、私はやってほしいと思う。京都府も最初やはり広域連合しっかりやってくださいと、私が京都へ行ったときもおっしゃいました。だんだんと格差が、木津川市と精華町、この3カ町村、いろんな意味で格差ができていくように感じます。だから、そういった意味で、やはりもっと相楽広域一体ということを考えてやってください。その辺だけ。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） やはり笠置町といたしましては、相楽地区広域市町村圏の取り組みがベースになると考えております。来年度から、また数年間にわたりまして新しい計画をつくることになっております。このことにつきましても、笠置町といたしまして、積極的な意見を出していきたいというふうに考えております。定住自立圏におきましては、その上に立って、より町民の方の健康、安心、そういうのをお届けしたい、そういう思いに立って、その取り組みの上に立って、この取り組みを進めていきたい、そういう思いでの定住自立圏の取り組みですので、その辺は御理解をしていただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

以前にも、去年の12月に質問をしました日本遺産登録とかふるさと納税なんですけれども、私は、昨年12月で、日本遺産登録でやれば観光なんか一発で解決すると言いました。その後ナシのつぶてなんですけれども、町長、どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 日本遺産の登録の申請の機会は、あと3回となっております。東京オリンピックまでに100ほどの日本遺産を認定していこうというものでございます。現在はたしか56かなと知りおきます。最近は、本当にクオリティーの高い条件が必須となってきております。笠置町を取り巻く資源がこれにかなうのか、京都府の企画理事、また文化庁への打診が必要と考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

日本遺産登録は、ことしが17件で計54件です、現在。ことしも、新聞報道もこれ載っていました。全部で54件です、あと3年どころか、時間軸がないんですよ、申請するには。それで私は急いでおるんです。そして、町長は、ことしの1月か2月に、町民の方を連れて京都府の企画理事室のほうに行かれました。その方は、私にこれのコピーを持ってこられまして、いや、私これは持っていますからと言いましたら、コピーを持って帰られましたけれども、なぜ、町民の方じゃなしに部下の職員たちを連れて京都府へ行かれないんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 京都府の企画理事の方に、日本遺産とはどういうものか、どういうふうな申請の手順を踏めばいいのか、そういうアドバイスをいただきに行きました。そのときに、

町民の方、こういうことにお詳しい方に一緒に行っていただいてアドバイスをいただいた、そういう流れでございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

そんなことは、私が前質問したときに、これをもらって、そういうことを言っています。だから、私にある程度相談でも、しにくいかどうかわからないけれども、でもこれ文化財保護課も行って、いろんなところに行きました、ほかの課にも。それで、これをもらっているんですよ。それじゃ、なぜ、今言いましたように、町民の方を何で連れて行かれたんですか、部下じゃなしに。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私、こういう世界にはすごく疎いものでございまして、その方はすごくこういうことにたけておられる、そういうことで一緒に行っていただいて、アドバイスをさせていただきました。そういう流れでございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

それじゃ、私も行っているから、私でもよかったんと違いますか。

それじゃ、その町民の方を連れていかれたときには、日当とか旅費なんかはどうされたんですか。自費ですか、それとも町長のポケットマネーですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 交通費などは、支給はしておりません。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

それじゃ、その方は自分の交通費を払って、日当も自分で、どうせ昼食もされているでしょうし、自分で出されているわけですね。公費から一切出ていないんですか。町長は、公費からですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私は、町長という立場で京都府庁に寄せてもらいました。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

それじゃ、町長は旅費とか日当をもらって、町民の方には何もなしですか。本当に。本当

になしですか、おかしいんと違いますか。

議長（杉岡義信君） 大倉君、今のあれは関連質問になっているんで、質問を変えてください。

5 番（大倉 博君） いやいや、関連じゃなしに、そうじゃない。

議長（杉岡義信君） いや、それは関連質問になっていますので、質問を変えてください。大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

それじゃ、町長、もうその答弁はもうどうせできないしょうからいいですわ。関連質問とおっしゃるけれども、関連じゃないんですよ。常識の話ですよ、こんなんは。町長が公費で行って、町民の方が日当が出ないで、そんなおかしい話、ないですよ。公費が出ないで。そんなばかげたことはないです。

町長、それじゃ、最後に、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、日本遺産というのは、もう一度、なぜこういったことをされるか。そして、これを私が言うのは、要するに2月までに登録をしやなあかん、それで、2月に登録して4月に結果が出るんですよ、毎年。だから、時間軸がないんですよ。これが町だけでやるんだったらいいけれども、町外の、よその市とか町を含めたら時間がかかるんですよ。だから、早くやってほしいと。だから、最後に、これ、本当にやる気があるんか。多分やる気があるから、そんな京都府へ行かれたと思うんですけども、なぜ、もっと早く立ち上げをやらないんですか。立ち上げをされますか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 大倉議員の質問にお答えさせていただきます。

日本遺産、大変太い柱になる町の大きな施策になるだろうと考えております。今後、100に至るまでにそう時間がないというのも現実でございます。以前大倉議員から御提案をいただいておりますテーマ、弥勒信仰といったようなこともお聞きをさせていただいております。具体的に進める進め方に関しましては、私どもも、京都府の教育委員会あるいは文化庁、そして企画理事等と、どういうふうに進めていけばいいのか、ある程度アドバイスもいただいております。可能であれば、大倉議員が現在お考えのテーマ、そして、そういった市町村との連携が可能であるのか、そういったところを御示唆いただきながら、たとえ、非常にハードルが高くなっている日本遺産の申請でございますけれども、笠置町として、今後の観光振興を考える上で、決して無駄にはならないだろうというふうに考えておりますので、ぜひ、今年度可能であれば、そういった御示唆をいただきながらワーキングを始めるな

ど、取り組みができるところから取り組みをさせていただき、時期が来れば申請ということになるかと思うんですけれども、チャレンジをさせていただきたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

副町長から答弁をいただきまして、本当にワーキンググループとかやって、ぜひともやりたい。ただ、これは申請したからといって、なかなか通るハードルは高いと思います。けれども、やらなければだめなんですよ。それは、ハードルが高い部分はありますけれども、やはりやるということが必要だと思います。だから、本当に言いたい、もう時間軸がないんですよ。町だけでやればいいんですけれども、そうじゃなかったら、やっぱりよその市町村を巻き込んだら、なかなかハードルが高いと思いますけれども、本当に時間軸がないんで、ぜひとも早急に立ち上げていただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、副町長のほうから答弁がございましたように、将来の笠置にとって、日本遺産認定となれば、大きな広域的な財産となります。笠置日本遺産有識者会議、そのようなものを立ち上げて、今後の取り組みを進めていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

ぜひとも、日本遺産、やっていただきたいと思います。

次に、以前も前の町長に質問をしましたけれども、笠置町史を編さんしてほしいと。常に、相楽郡で笠置だけないんですよ、寂しい限り。本当に、笠置町史というのはないんですよ。笠置の歴史は、本当にあるんですよ。和束より、村とか比べてと言ったらそんな言い方は変ですけれども、歴史があるんですよ。それなのに、町長は、先ほど来、笠置は歴史歴史とおっしゃっているけれども、どのぐらい歴史を知っているかわかりませんが、やはり歴史が物すごくあるんですよ。いろんな方が来られています。だから、そういった意味で、笠置町史を編さんしてほしいんです。この前、私も、和束の、何年か前に本を買いました。薄っぺらい町史でしたけれども、これは2,500円やったかな、こんな薄っぺらい、それで、町長に言ったんですよ。ちょっと、これ、間違いが多いですなと言ったら、そうですね。今度作りかえると言っておられました。南山城村は、平成17年にできて、立派なのができています、村は。当然、木津とか、精華とか、何分冊でできております。たった1冊でも

いいんですよ。笠置の歴史が、これというのを、基本がないんですよ。だから、そういった意味で、私は前の町長にも言ったんですけれども、そのときに、前の町長は、これを持ってこられて、これがありますと言われて、私もがっかりきたんですけれども。「笠置町」と「笠置山」というのを示されて、がっかりきたんですけれども。ぜひとも、これは日本遺産よりも物すごい時間がかかります。町長の今の任期中にはできないかもわかりません。けれども、そのことを、ぜひとも笠置町史をやってほしいんです。笠置が、人口が何百人になろうと。私は、前、向こうにある笠置山、岐阜県の笠置山があるところに行きました。そこには、「笠置村史」があるんですよ。それは、恵那市と合併になっています。本当に小さな村史だったんですよ。私も、二、三回図書館に行って、それが、手に入れることができないんですよ。どういったことかといったら、こういったバインダーというか、こういったつづった村史だったんですよ。だから、それを何回か見に行きました、笠置村史を。だから、そういった意味もあるんで。どんなことでもいいんだよ。できたら、本当に笠置町史をぜひともつくっていただきたい。どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、大倉議員の質問の内容で、町史にもいろいろあるとおっしゃられました。それなりの町史をつくり上げますのに、やはり数年間の期間、また膨大な費用もかかってきます。町史をつくるという意義をしっかりと位置づけて取り組まなければならないと考えております。実行させていただきます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

実行すると今おっしゃっていただいて心強いんですけれども、これは、なぜかといいますと、小学生とか中学生、やはり笠置はこういうまちやなという、それが郷土愛というのにつながってくるんです。私はそう思っているんです。だから、そういうことがないということは、郷土愛とかが生まれません。文化とかそんなのがなければ、郷土愛というのはなくなってくるんですよ。先ほども言った文藝春秋にも書いている、例えば祭りがあって、祭りのために私は町外へ出ないという人も、本を読んでいたら書いてあるんですよ。それが文化やと思うんです。その文化が地方で廃れたら、その町村というのは終わりなんです。本当に言って。だから、ぜひともこの町史は、私もお手伝いができることがあればと思いますけれども、やはりそういった意味で、町史はぜひともつくっていただきたい、これは。もう、それだけです。

もう余り時間が二、三分しかないようなので、相楽東部広域バスについては、さんざん私も議会で質問させていただいていますので、しつこいことは言いませんけれども、あとまたどなたか質問内容に入っているみたいなんですけれども、言いませんけれども、本当にこの事業は、きのうも初めて家の前を通ったバスを見ていました。雨の中やったかどうか知りませんが、人は乗っていませんでした。まだ初めてですから、それは今さら言いませんけれども、誰も見たら乗っていませんでした。それはこれからだと思えるんですけれども、だから、こういった事業は、344万円もかけてやる事業じゃない。関西線の、本当に存続のために、もっと力を注いでください。それだけです。それで、終わります。

議長（杉岡義信君） これで、大倉博君の一般質問を終わります。

この際、15分間休憩します。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時55分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

6番、坂本英人君の発言を許します。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

移住について質問いたします。

平成28年度の予算で空き家対象物件ストック調査委託、138万6,396円、空き家マーケティング調査委託、534万6,216円の予算が執行されております。

この委託調査で、どのような成果が得られ、どのような空き家対策が施されるのかをお聞きします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 坂本議員の質問にお答えをさせていただきます。

昨年度、実施をさせていただきました空き家対象物件のストック調査でございますが、結果的に、空き家の対象となる物件を調査させていただき、活用できるかどうかというようなことを実際には検討したわけでございます。

重点的に南部の地区を対象に調査をさせていただきました。対象物件としては、最終的に36件ありまして、活用できるかどうかというところを種々検討したところで、実際に1軒のおうちが活用可能ではないかというような結果が出ました。

ただ、町全体で、その他の地域も含めて、空き家の状況がどうであるかということもあわせて調査をさせていただきまして、町全体の空き家数というのは73、利用可能な空き家が

3という結果が出てまいりました。

では、これをどうするかに関しまして、マーケティングの観点から次の調査をさせていただいたわけでございますけれども、移住・定住対策というのは先ほど来、町長申しておりますように、空き家バンクのほうに積極的に御登録いただくというのがいいわけですが、なかなか御理解が進まないというような点もございまして、3点ほど理由もあって、持ち主が週末に利用されるであるとか、農繁期に使用される、あるいは家具等が置かれているというような状況があって、なかなかすぐにはというようなことがございました。それでも何とかお願いをさせていただいて、空き家のバンク登録をお願いするというのを引き続きさせていただいております。

マーケティングの観点からいきますと、ほかの利用がないかというところで、マーケティングの専門家、あるいは既に実践されている方々に対してお聞きをし、例えば、空き家を改装したレストランの可能性はどうか、あるいは、空き家を活用したゲストハウスの可能性はどうかといったところで、これは可能性調査でございますので、実際に対象物件をどのようにリノベーションできるかということを実際にさせていただいて、何というんでしょう、外観含め、内装も含め、こんなふうな形なら、例えば、利用する事業者が出てくるかもわからないなというところで、マーケットを行う前段階のアウトプットを昨年度、させていただいたという次第です。

本年度、そういったことも含めて、移住・定住だけではなく、空き家を活用したさまざまな展開が笠置町内で可能であるかどうかということを引き続き探らせていただくということで進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

73軒で利用できるのが3軒と、この結果を知るのに670万円ぐらいかかるというのが、一般的に見た観点では高いと思うのか、それとも安いと思うのか、それとも出てきた成果がこれならばいたし方ないのか、そこは難しいことだとは思いますが。

ですが、そのわかった3軒がどう活用されていくのかということのをそれこそ1軒に200万円ぐらいの価値があるぐらいの方が住んでもらえるとか、そこに対するまちの可能性が広がるような成果になればいいなと切に願います。

次の質問です。先ほどの大倉さんの質問にもありましたけれども、町長は人口減少を食い

とめる手だてが必要だと、町の活気を取り戻さなくてはという話を先ほど強くされていましたが、現在、相楽東部3町村で、広域振興局から命を受けている移住呼びかけ人という制度があります。さきにも質問させていただいていますが、京都府のつくった未来づくりセンターと振興局、笠置町役場はどのように連携して活動されているのか、町長にお伺いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 本来でありましたら、当然、京都府の未来づくりセンター、また、振興局、笠置町役場が一体となってこの取り組みを進めていくべきではあります。ところが、今、現状ではそういうところが若干弱いと、そのように感じております。そういう中でなかなかこの取り組みも情報共有ができていない。そういうことで、なかなか進まない一因になっているかと思っております。今後は、この未来づくりセンター、振興局、笠置町役場が一体となって情報を共有して、こういう取り組みを進めていきたい、かように考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

町長、今、移住呼びかけ人、何名おられるか、御存じでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町には2名の方がいただけていると認識しております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

2名います。実働、家庭を抱えながら、皆さんやっておられるんで、僕はそのうちの一人です。何が言いたいかといいますと、移住呼びかけ人という制度、こういう振興局とともに活動しているような、今、認識で僕は会議にも出席させていただいています。

実際、その会議に町の企画の職員が来ることもなく、町の空き家対策、移住についての考え方、そのすり合わせは一切僕自身したことはありません。

その中で、この東部3町村、みんな一丸となって今、移住呼びかけ人という活動を京都府、振興局とともに歩んでいるわけですけれども、そこに未来づくりセンターも、私の町も、一切かわりを今持っていないという認識が僕の中にあります。これはどういうことかということ、移住を呼びかける人間が僕なわけですよ。この僕が都会の人に対して、笠置、すごくいい町ですよ。僕と一緒に住みませんかという活動を1年余りさせていただいているわけですけれども、実際、これは空き家のストック調査だとか、マーケティング調査の成果が僕に知らされることもない。担当者と語ることもない。何のために僕は町長から京都府に

命を受けて、その立場で、完全ボランティアでありますけれども、このまちのためにと
動いていることが、何も成果を感じられない。仲間はふえた。これは確かな事実です。た
だ、今の状況で、都会の人に対して、僕の町はすてきなんだよ。歴史が深いんだよと、アク
ティビティーがいっぱいあるんだよという話をしても、実際、この町に来て、3軒しか住め
ない。10人来たときには、いやすみませんと謝らなきゃいけないのかと、こういう事態に
今なっているわけです。

この辺を、それこそ、町長の思いとそれを遂行されるであろう企画観光課長に、僕はちょ
っと聞きたい。どういうお考え方で、この移住呼びかけ人という制度とこの町を振興局と未
来づくりセンター、これがどういうふうに回れば本当に空き家対策が進んで移住施策が伸び
るのか、どうお考えか、聞きたい。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 坂本議員の御質問に私のほうから概略をお答えさせていただきたいと
思っております。

坂本議員には、移住呼びかけ人ということでこういう相楽東部移住ブックにも掲載をいた
だき、いろいろと発信をいただいております。大変御尽力をいただいておりますことに改め
て感謝を申し上げたいと思います。そして、役場の体制の中で、こういう移住呼びかけ人の
方々と円滑なコミュニケーションがとれているかといいますと、残念ながらとれていないと
いうのが現状でございました。

先般、移住呼びかけ人会議、9月21日に開催されまして、その中でも、いろいろと課題
が出てきました。役場の職員も一緒に活動してこそ、やはり成果が出てくるのではないかと
いう強い御意見も出てまいりました。現在、相楽東部未来づくりセンターも、相楽東部の活
性化に大変お力添えもいただいております。そういう相楽東部の未来づくりセンター、移住
呼びかけ人、そして、地元市町村といったところが一堂に会して、では、笠置町における移
住というものをどういうふうに今後取り組んでいくのか、具体的に空き家以外に住んでいた
だく手だては何かないのか、地元不動産業者の方々と連携をし、空き家ではなく、借家とい
う考え方でそういう物件を発掘する方法はないのかと、いろいろと考えているところをぜひ
次の展開の中で実施させていただきたいと思っております。

空き家バンクの数が少ないということで、それに甘んじているのではなく、空き家でなく
て、引っ越していただける可能性が笠置町のどこにあるのかといったところをもう少し専門
家のお知恵もおかりしながら、先ほど来御指摘をいただいておりますように、笠置町にかか

わっていただいております東部未来づくりセンター、役場、そして、山城広域振興局、移住呼びかけ人の方々、地域おこし協力隊員の方々も交えて、そういうような可能性をさらに深めていけるように努力をしてまいりたいと、このように考えております。

町長に、そして、企画観光課にという、そういう答弁の要請でございますけれども、全体、こういうようなことで進んでおりますということを私が把握させていただいておりますので、答弁をさせていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 6 番、坂本です。

新しい人事異動がありまして、なかなか足並みがそろっていないのかとは思いますが、今の副町長の答弁をお聞きすれば、行政も協力すると、前向きに検討するということは感じられましたので、次の定例のときに、それを愚痴を言わないでいいような、逆にもう質問、これからなくていいような、成果報告を求めるぐらいの議論ができるようにしていただきたいと切に願います。

今、地方創生でたくさんのお金がこのまちにもたくさん、たくさん流れています。この予算を有意義に思えるソフトの仕組みづくりがこれからの課題だと思います。町の人を中心に、主人公になれる町、ついては、町に住む、移り住んだ人までもが、みんな主人公になれるような移住施策をしていっていただきたいと思い、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、笠置町における廃棄物処理について質問させていただきます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第 3 条に事業者の責務があります。内容は「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とあります。

また、第 3 条の 3 では、「事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。」とあります。

笠置町として、この法律をどう解釈されますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 廃掃法第 3 条、事業者は自らの責任において適正に処理しなければならないと事業者の責務がうたわれております。ごみには、産業廃棄物と一般廃棄物とに分類されております。産業廃棄物は、当然、排出者が分別、保管、収集、運搬、中間処理、最終処

分しなければならないと廃掃法にはうたわれております。

一般廃棄物につきましては、処理責任は市町村にございます。事業者はみずからの責任において適正に処理しなさいとうたわれております。このことは町の一般廃棄物処理実施計画に基づいて、適正に処理をしなさいということでございます。

その処理する費用につきましては、法的にはうたわれておりません。今、笠置町におきまして、一般廃棄物処理につきましては、廃掃法の範囲で行われていると判断をしております。私、前回、坂本議員の質問の中で、今、河川敷におけますごみ処理におきまして、廃掃法に背いていると答弁をいたしました。その後廃掃法を熟読させていただき、法的には触れていない、そのように判断をいたします。

関係者の皆様に御迷惑をおかけしましたこととおわびをしたいと思います。

以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 6 番、坂本です。

これは横浜市の資料なんですけれども、横浜市も言うてますわ。排出事業者責任といいまして、横浜市のごみ関係のホームページを引っ張ってもらったらすぐ出てきます。みんな法律にのっとって処理するような条例を組むわけです。その時点でその、言うたら町法律を定めていない町として職務怠慢じゃないのかということと、平成29年度笠置町一般廃棄物処理計画、これありますよね。この中に、住民の買い物袋や不要な包装は持ち帰らない。企業や商店には、過剰包装の自粛、はかり売り推進や、容器取引を行う、取り組むことにより、廃棄物の排出抑制を行うと、住民一人一人がごみの抑制と書いてあるんです。いろいろ書いてあるんです。でも、笠置の町は、よその人のごみを自分の町としてほかしているんです。それっておかしいですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 一般廃棄物の中にも、家庭ごみと事業系のごみがございます。法にはうたわれてはおりませんが、社会通念上、事業系のごみはその事業者が処理するのが道理だと考えております。笠置町におきましては、事業系のごみ処理が適正になされていきますような、そういうふうな整理をしていきたい。そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 6 番、坂本です。

していきたいじゃなくて、しなければならないんです。住民にはもう一人一人言うている

んです。でも、観光客、5万5,000人は何もしないんです。おかしくないですか。

5万5,000人には負担を求めなくてもいいんです。でも、それ、全部、住民の肩に乗っかってくるんです。これ、おかしいんです。それがここにもうたっていないわけです。事業系廃棄物の取り組みは一つもうたっていないわけです。違いますか。実施計画にないんです。国の法律はあるが、町の法律がないんです。自分たちに必要な条例はすぐつくる。でも、町の人にとって大事な条例はなぜつくらないのか。その答えは。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町には、先ほど申しましたように、一般廃棄物処理実施計画というのがございます。今、それに基づいてごみの処理をしているわけでございます。もう一歩進んで、ごみ処理についての条例が必要ではないかという議員の提案でございます。そのことにつきましては、担当課とも相談しながら進めていきたい。かように考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 何年相談するんですか。僕が過去に塵芥処理組合のほうで勤めさせていただいたこともありますし、それから、本当にごみ行政というのはゴルフ場とローソン、あそこぐらいしか進んでいないかと思っています。いこいの館についても、産業廃棄物で捨てる部分と、事業系に分けられていない部分があります。笠置というのは、本当に住民さんが自分の家をつかって事業、商いされているところが多いんで、事業系廃棄物を進めると、なかなか難しい問題もいっぱい出てくる。とはいえ、行政が主幹となってやっている事業を住民負担にするというのは、これは絶対おかしいことなんです。その辺から考えていかんと、本当に店舗と住居が一緒になっている人らに、いやいや、あなたたちのごみは事業系ですよなんてことは言えないわけです。

だからこそ、行政がやっている事業、大きな2つじゃないですか。そこから始めていかんことには話にならんわけです。だから、それを見せるためにも、きちんと相談じゃなくて、実行、やるかやらないんです。いや、今、考えています。今、相談しています。そんな誰でも言える。この10年間、みんなに貯金させてきたわけじゃないですか。違いますか。町のルートで、一般収集のルートで、ごみを収集してきたわけじゃないですか。

その運搬費用も、処理費用も、全部住民にかかっているわけです。そこまで考えて町長は発言をせんといかん。僕はそう思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、坂本議員から御指摘がございました。笠置では、イレギュラーして

いるところが2カ所あるという御指摘でございます。いこいの館につきましては、管理をしていただく形態が変わります。そのときにつきましては、きちんと整理をしていきます。

河川敷におきましては、入り口からの問題があったと私は認識しております。始められたときに、そのときの町長さんとの話し合いの中で、笠置は観光としてこれから生きていく、そのためにも、河川敷のキャンプ場はすごく大事なので、ごみについては町が負担する。そういうことで出発をされた、そういうところがこういう問題が引き続いてきたと私は考えております。このことにつきましては、逐一、観光笠置さんとも話し合いを今させていただいております。当面、一部の負担をしていただくことになりました。このことについても、大きな前進だと私は思っておりますし、これからも、皆さんが納得していただけますようなごみの仕方について指導していきたい。かように考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

早急にやるということだと思いますので、この先も、僕も諦めず、しつこく言い続けたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） これで、坂本英人君の一般質問を終わります。

7番議員、松本俊清君の発言を許します。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今回、29年度の9月の議会に質問状を提出しました。この内容については、前日も町長、しているんですが、御存じですか。それと、議事録で出されているこの資料を読まれて、その結果、私が質問しますので、すみませんが、御回答をお願いします。

一番最初、国道163号、歩道設置に関して、進行はどうなっているんですか。例えば、29年3月には、町長は発言されていますね。6月も発言されています。御存じですか。事あるごとに、長くなりますが、一応、京都府に対してどうなっているか、早く手がけてほしい。そういうことは事あるごと、機会あるごとに要望していると発言されています。どのような方法で行っておられるのか。3月には、町として取り組んでいかなければならない点を整理して前に進めると発言されています。これは間違いないですか。そしたら、そのときでも、6月には、特に京都府と協議、相談し、京都府が主導していただくこと、また、町が補填的にさせていただくことを明確にして、町としてしなければならないこと、やれること、そういうことを取り組むとあなたは発言されています。この問題について、私は平成28年9月14日にも質問しています。その結果、どうなったんですか。町長、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 国道１６３号線の安全面を確保するための拡幅や歩道の設置でございます。笠置町としても、このことにつきましては、ずっと長い間の懸念事項でございます。何としてでも、実現していきたい。そのような思いで取り組んでおります。

先ほど松本議員からもおっしゃられましたように、事あるごとに京都府に要望をしております。その方法につきましては、口頭で、また、要望書などを提出させていただき、要望をしている次第でございます。今年度につきましても、国道１６３号線整備促進協議会に要望書を渡させていただき、今後、京都府、また、国へと要望に行く予定になっております。

正直なところ申しまして、京都府から具体的な取り組みの内容につきまして、まだ明確な返答をもらえない。そのような状況でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

７番（松本俊清君） ７番、松本です。

先ほども言ったと思うんですが、事あるごとに要望していると、どういう方法でやっておられるのか、その発言されている方法が、果たして１６３号歩道にできるような発言をされているのか。８月２２日に府庁へ行かれた。その結果はどうなったんですか。そのときも発言されたんですか。それをちょっとお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） ８月２２日に京都府庁に行きました。そのときにつきましては、この件については、お話はさせていただいておりません。

議長（杉岡義信君） 松本君。

７番（松本俊清君） ７番、松本です。

先ほども、町長、言ったでしょう。事あるごと、機会ごとに、要望を行うと発言されていますね。２２日は発言されなかったんですか。なぜですか。我々議会を軽視しているんですか。その点お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 議会を軽視している、そのようなことは一切ございません。その２２日に行った折につきましては、全く別件の用事で行ったわけでございまして、このことに関して行かせてもらえなかった。そういうことでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

７番（松本俊清君） ７番、松本です。

もう一度聞きます。事あるごとにと、そういう機会に要望するという発言をされているんです。それを我々はどういうぐあいに理解するんですか。行かれてもされないと、されていないということは、この発言に対してどう思われているのか。物すごく疑問を感じるんです。本当に町民の安全の、安心できるために取り組むという熱意があるんですか。その点、町長、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほども申しましたように、国道１６３号線、切山地区におけます道路拡幅、歩道橋設置につきましては、本当に笠置町にとっての長い間の懸念事項でございまして、何とか実現をしていきたい。そのような熱意は持っております。

事あるごとにと申しますのは、やはり、こういうことを要望できる、そういう機会においては必ず熱意を込めて要望をしている、そのように理解をしていただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 松本君。

７番（松本俊清君） ７番、松本です。

こんな質問でもう少しはっきりしたことを言ってもらわんと困るんです。何か、だらだらだらだらしているんです。本当に町長はやる気があるのかなのか、物すごく私は疑問を感じます。本当、これ、府がやっているんだったら、笠置町は国道、安全のために対策として町を挙げてやらなんな取り組みじゃないんですか。違うんですか。

しかし、前も質問しましたけれども、あの問題については、町長は道が狭いから、回りくどいからと、ああいうどうですか、発言されていますね。道が狭いから事故が少ないと言うておりませんか。あそこのカーブ、そういう余分なことを言われるよりも、もっと本当にやるべきことに取り組んでもらいたい。前回も、加茂方面から来られたお客さんは、川が一望できると、非常にいいと、また笠置に来たいなという発言もされています。そういう夢を語られているんです。違いますか。それについて、ちょっとどう考えているのかお答えください。道ができる前にそういう夢を語られる。町長の熱意と本心をお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 何回も答弁させていただいておりますけれども、この１６３号線、切山地区におけます歩道設置につきましては、本当に笠置にとって、町民の方の安心・安全を守る非常に大事な課題でございます。

熱意を持って京都府さんとの交渉を進めてまいりたい、そのように考えておりますし、また、今、松本議員が言われましたように、町を挙げての取り組み、これも大事なかなと思いま

すから、そういう町を挙げての取り組みにも、どのようにこういう取り組みができるのか、その辺も検討させていただきまして、町を挙げての取り組みにしていきたい。そのように考えます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。

町長、町を挙げてやっていくと、今までやってこられたんですか。こられなかったから、今から町を挙げてやられるんですか。この問題について、私は何が問題やということを質問したはずです。そのために、いろいろな面で、いろいろ分析して、何が問題が起こっているんやと、その問題の解決のために動いてくださいという質問もしています。なぜ、今になってまた動くんですか。今までやられたんですか。何が問題なんですか。国道ができへんのが。なぜ拡張と歩道ができないのか、それをはっきりしてください。お願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今までは行政だけの要望活動だったと思っています。今、松本議員が指摘していただきました町を挙げての取り組み、このことも非常に大事なかなと思いますので、こういうことも加味して取り組んでいきたい。そのような思いで発言をさせていただきました。

なぜ進まないのか、このことにつきましては、正直申しまして、町から京都府に何度も要望しているわけでございますけれども、今、京都府におかれまして、具体的な施策というのを持っておられない、そういう状況でございます。この扉を何とかあけていただくためにも、粘り強く、熱意を持って取り組んでまいりたい。そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。

町長の返答、私が望んでいるのと全然違うんですね。なぜ、町としてやらへんかったら、何が問題で前に進まないんですか。なぜ、歩道をするために、拡張するために、何が問題で進まないんですか。それを私はお聞きしているんです。お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この問題につきまして、何が原因で前へ進まないのかという御質問でございます。正直申しまして、いろんな問題、課題がございます。ここでこの場所におきましてそういう具体的な問題を発言させていただくのは、控えさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。

控えさせてもらうということは、どういうわけですか。何が問題である。その問題を控えさせてもらうということは、どういうことですか。どういうぐあいに今、答えられたんですか。何が問題やということで、控えさせてもらうと、何か問題あるわけですよ。

しかし、問題があつて、発言されなかったら、それで結構ですよ。しかし、その問題あることに対して、町長として、行政として、何回交渉されたんですか。私はこの質問に対しては2年以上聞いているんです。それに対して、何回そういう問題、発表でけん問題について、何回交渉されたんですか。28年9月14日から今日まで。その結果はどうなったんですか。お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 何が問題だということでございますけれども、ここでの発言は控えさせていただきたいと発言していますのは、やはり個人的な問題にかかわってくる、そのようなことを懸念いたしますから、発言は控えさせていただきたい、そのように申し上げます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。

私の質問の仕方が悪いんかどうか知りませんが、個人的に公表できひん、それはそれで結構ですよ。しかし、その相手に対して、その問題について、町として、行政として、何回話し合われたんですかと聞いているんです。行かれたんですか。行かれなかったんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） これは、あくまでも京都府の主管の工事でございます。やはり、京都府さんの施策、そのようなものをしっかり把握させていただき、京都府さんとの相談をさせていただき、一緒に行動していくというのが基本だと思います。

京都府さんが、今、具体的な施策を持っておられない。そういう段階で、町独自で行動を起こすというのは、それは無理な話だと私は思います。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。

今、町長、発言された意味がわかっているんですか。私、さきにも言ったでしょう。府の事業であるということですね。そうしたら、笠置町内の国道の安全対策、町を挙げてでも行うべきではないのかという質問をしました。何でまた戻るんですか。そして、もう一度聞き

ます。町条例第3条の3、4項はどうお考えですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 松本議員言われました今、条例に関して、3条、4条、どのようなことですかということですが、その条例には、町民の方が安心・安全で住めるまちづくりを進めていく、そのような取り組みをされている団体には助成していく、そのようなことが書かれていると理解をしております。その条例にのっとりまして、安心・安全なまちづくりをしていくというのは当然でございますし、その中におきましても、この163号線、切山地区の歩道設置につきましては、重要な課題だと捉まえております。今後も引き続き、熱意を持って交渉をしていきたい。そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） こんな163の1つの質問に対して、これ、ちょっと、私ら、質問書は9月13日に出しているんです。違うんですか。議会の質問に対しては、一般質問、それに対して、町長は本当に私に対する回答が責任ある回答とお思いですか。何回も同じことを言われているんですよ。参考に、これは何ですか。議会議事録。私はこれを読んで、町長に質問しているんです。余りにも、どうお考えか知りませんが、私を軽視しているように思います。

それで、もし、軽視する言葉に対して疑問があるんやったら、答えてください。

それで、こういうこと自体は、町自体がやる、町政がやらんことには、前へ進まないです。やらないということは、ただ黙々とかすみのような回答をして、前に進むんですか。

これは、町民の皆さんはやはり、163を広げると、してもらいたいという大勢の方の要望なんです。町民の声を聞いておられるんですか。そして、今の回答ですか。私にとっては、非常に寂しいと思います。

それで、あそこ、歩道ができれば、切山の登り口に信号がつくという約束もできているんです、公安委員会から。そういうことを考えて、もう少し責任ある回答をしてもらいたい。私は、これ、物すごく遺憾に思います。この問題については。なぜやらへんのか。また、もとへ戻っているではないですか。京都府主管やさかいって。そんなことは言われるより先に私らわかっていますよ。もっと熱意ある回答をしてください。

これ、これ以上聞いたかて、もう私は、この前も言ったでしょう。もうこれは町長ではできんと私は判断したと発言しました。それで奮起されるんやったらいい回答をやってください。

これで、一応、163の質問は終わります。

続いて、ワイナリーに関して質問します。これも、1年前から質問を出しています。その進行状況はどのようになっているんですか。お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） ワイナリー事業につきましては、笠置町の荒廃農地を再生し、新しい産業を生み出していく重要な事業であると認識しております。

町や府、切山区地権者の方、企業の5つが思いを共有して取り組んでいかなければ前へ進められない大事業でございます。この事業を起こすため、2つの企業が参入をされる予定でしたが、主となる企業が撤退をされました。そのことが、話がスムーズにいかなくなってしまっけように至っていると感じております。

今現在、残っていただいた企業さんに行政として確信が持てる具体的な思いや取り組みができるのかどうか、そのような今、聞き取り調査をしております。それが確信を持てるそういう事業内容を示していただきましたならば、切山区の方に提案をしていきたい。そのような、今取り組みをさせていただいております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

このワイナリーの問題について、前回も聞いているんですが、どこまで進んでいるんですか。一応前は聞きました。そのときも、この議会において、議会の場において、町長、何と発言されたか知っておられますか。

あなたは、切山地区でも、この席でも、不退転の決意でやると述べておられます。違いますか。これは行政の怠慢ではないですか。とまっているということは。あなたのこの、不退転という言葉はどういうことを意味しているんですか。納得するような返答をください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほども申し上げましたとおり、この事業は本当に笠置町の荒廃農地を再生して、新しい産業を生み出していく大事業でございます。どうしてもやり遂げたい、そういう思いで取り組んできたつもりですし、これからもそのような思いでおります。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今の答弁ですけれども、前回答弁されたのはどういうことを答弁されたか御存じですか。

町も組織を組んでやるということになっているんです。違うんですか。この前のときは、農

業委員会が新しく任命されたときに発言されているんです。だから、そのときでも、言っていましたように、荒廃農地の報告も絡めてこれを質問したんです。動きがなければ、町長、不退転という決意のほどを見せてもらいたいです。あなたのさっきも言いましたように、不退転という言葉はどういう意味を持ってそういう言葉を発言されたんですか。

私は進んでいない。そんなこと、私は問題ではないんです。そうしたら、1年前から、戻りますけれども、あなたはこの問題について、どのように交渉され、どうなったんですか。事あるごとに、民民とか、いろいろなことを言われます。話が右左に動くじゃないですか。町の方針として、町長、町のトップとして、あなたの方針は一本化していないんですか。

そういう点、ちょっとお答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 取り組みの内容につきまして、一本化していないではないかという御質問であると思います。

その内容につきましては、やはり、中間機構に対しまして、地主さんがそこへ登録していただき、企業さんがそこをお借りして、話を進めていく、そういうスタイルには変わりはありません。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

いや、町長、中間機構と、これは前のとき、話したでしょう、そんなんは。回答されていないんですか。土地の問題、そのとき、あなたがされたんは、民民であると、その相手はどこですかと言うたら、土埃ということで発言されているでしょう。なぜ、首をかしげるんですか。ここに書いてあるでしょう。議事録に。何を言おうとしているんですか。そういうことでとまっているんだったら、町がそういう大事な産業やったら、なぜ前向きに取り組んでいかないのか。どうですか。そうして、何回交渉された。そういうことはどうなんですか。切山地区にどう説明するんですか。それをお答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほど申し上げましたとおり、今、この事業に参入していただこうとしております企業におきまして、本当にこの大事業をこなしていただけるのか、本当に思い、熱意、計画、資金繰り、そういうものが本当に町行政として確信が持てるものかどうか、その辺を今、聞き取り調査をさせていただいておるところでございます。

それが、確信を持てる、この事業を必ず成功させていただける。そのような行政として判

断をさせてもらいましたら、地区にそういう説明をさせてもらう予定でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。

これ、町長の言葉のあやをひっかけるんじゃないんですけれども、今からやるという言葉自体、おかしくないですか。これはもう 7 年前からやっているんです。違うんですか。なぜ、今からそういうことをいけるかどうか、そんな回答をするべき問題ではないでしょう。町のトップとして、違いますか。もうこれ以上、この話はもうしません。しかし、誠意ある回答をやはり後ほどもらいたい。おわかりですか。

それと、今、もらいたいという言葉だったんですが、私の質問に対して、いつも後から返答させてもらいますという回答をされています。

その回答、6 項目あるんですよ。一つもしてもらっていないですよ。あなたはこの席でそういう言葉のあやによって質問を避けておられるような、私は気がするんですけれども、そういう点はどうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この場におきまして、すぐ答弁させていただけない、そういう課題もあるかと思います。そのことにつきましては、後ほど答弁させていただきます。そういうふうな答弁をさせていただいたと思っております。

そのことにつきまして、具体的な改めでの答弁をきちんとした席でしていない。そういう状況はございます。それにつきましては、きちんと答弁をさせていただくように計らっていきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。

先ほどの答弁、後ほど回答するということですが、これも、やはり期限を切ってやらんことには、1 年以上たっても、まだ返答が来ない。笠置町の行政はそんな返事の仕方がやっているのかと私は非常に不愉快に思います。

先ほど言いました問題については、こういう議会議事録を読んでもらって、返答をお願いします。

それだけ一応お願いして、こういうワイナリーの問題については、十二分に地域または今後の産業を加味した面から前向きに検討してもらいたい。

続きまして、町道笠置山についてお聞きします。これはいつも報告されていますが、

31年3月末までと、完成するというに進んでいるんじゃないんですか。間違いないですか。私は町長に聞いています。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

6月の議会で、笠置山線の今後の対策として、事業の方向性の概要を説明させていただいたところでございます。現在、事業の進捗状況としましては、平成29年度、町道笠置山線道路改良工事の当初事業費の財源でございます社会資本整備総合交付金の内示に基づきまして、事業費2,400万円が確定し、補強土壁工等の工事の設計等、準備が完了したところでございます。

今後の予定としましては、ほかの交付金事業との調整ができ次第、入札及び工事の着手にかかる予定でございます。

今後の方向性としましては、工事を進めていく中で、財政面、現場でのいろいろなイレギュラーなことが起きることが予想されますが、最低でも、車両が通行となる基本的な工事だけでも30年度末をもって完成を目指し、事業を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、課長からお聞きしたんですが、今度は町長に一応聞きます。今、2,400万円という話が出たと思うんですけれども、前期は7,000万円ちょっとだったと思うんです。あのときの工事の幅は何メートルされたんですか。それと、今度の課長が言われた期日までに、できるのに、今、何メートル残っているんですか。ちょっとお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、石川課長から答弁されましたように、この工事につきましては、30年度末をもって通行できるように進めております。

あと何メートル残っているのか、そういう詳しいことについては、把握はできておりません。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、残りのメートルということなんですけれども、残りは六角堂の下から町営駐車場に通じる道の補強土工、約100メートルを削りながら、土を入れて補強していくという予定

になっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7 番（松本俊清君） 今、課長の返事では残り 100 メートルですか。残っているのは。もう一度お聞きします。これ、先ほども言いましたように、この質問状は 9 月 13 日に出しているんです。だから、これが出されたときに、なぜ町長と課長との横の連絡がないんですか。わからないというわけではないでしょう。そういう行政の仕組みはどのようになっているのか。もうみんなこういう質問を出したかて、今度町長に言われたかて、町長はわかりませんで、全部担当に行くんですか。その点どうなんですか。

それと、1 つ、もうそれはまあ結構ですけども、これを完成した場合、道を完成した場合、笠置町として、町長はよく観光の話をされます。そのためにつくられたんでしょう、あの道は。それで、そうなってくると、やはり完成後、観光事業に対する総合的ビジョンがあるのか。お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 町道笠置山線につきましては、観光道路として設置をしているわけではございません。防災道路としての位置づけをさせていただき、国からの補助金もいただき、今、工事を進めているわけでございます。

その中におきまして、当然、観光面にも大きく寄与していく、このことは間違いないと考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7 番（松本俊清君） これ、今、防災という話をされましたね。これは笠置山だけですか。もっとほかに、次の作業として、事業として、笠置町内の防災の道の改善方法の案はあるんですか。お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この道路ができて、また、新しい防災計画といいますか、そのようなことがまだできていないのが現状でございます。この道ができますことによりまして、笠置町南地区から笠置山公園線、また笠置山線を抜けて柳生のほうに抜けられる、そういうふうな位置づけもできるわけでございますから、緊急的にこの道が防災道路として役立っていく、そのような価値は十分あると考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。

いろいろ防災、観光、あるんですけれども、完成するのは30年のあれになっているんですけれども、やはりつくるだけではなしに、長期ビジョンに立った、ある程度総合的な問題を加味して物事を進めてもらいたいなど、例えば、あの道が完成すれば、今の道は一方通行にするんですか。例えばの話ですよ。そういうビジョンがあるんですかと私は聞いているんです、町長。先ほどから。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この笠置山線が完成した折につきまして、一方通行にするとか、そういうことにつきましては、率直なところ、まだ、そういう計画はございません。また、そういうことが、観光シーズンとかそういうことにおきましては、現在、そういうことも行われているわけでございますけれども、日常的にそういうことをやらなければならないのか、やってはいけないのか、その辺は十分精査しまして、そういうことも考えていきたい。そのように考えます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今の返答なんですけれども、総合的長期ビジョンをまだ考えていないということですか。悲しいですね。笠置町は。そういうビジョンなしに、行き当たりばったりの行政ですか。もうこれ以上質問しても、私が悲しくなるだけですから、もうしません。

続きまして、4番目に入ります。ごみ対策についてお聞きします。これ、一応、前回は質問しています。その結果、進行はどうなっているんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 31年度、年度当初におきまして、今、クリーンセンターの使用期間が切れます。31年度当初におきまして、どういうごみの処理の仕方が可能なのかということにつきまして、今、使っておりますクリーンセンターの継続使用させていただくか、民間に委託していくか、その2つに私は絞られていると考えております。これは連合としての考え方でございます。今、連合といたしましては、地元の方に同意をいただく働きかけをさせていただいているところでございます。

動きがございましたら、皆様方に随時、御報告をさせていただきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今は、あれはもう和東のほうは、もうあと2年ですか。そうなってくると、一応笠置町としては、どういう方法でやられるのか、例えば、3町村で処理を、このまま和東で続けるのか、また、新たに広域的な問題で処理をとられるのか、もう一つは、民間に頼って処理されるのか、一応、笠置町、町のトップとして、どれを目標に動いておられるんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町といたしましては、当然、相楽東部3町村のその枠組みの中でしっかりとごみ処理を進めていきたいと考えております。

今、松本議員が心配されておりました地元との合意につきまして、まだ了解を得たわけではございませんし、これがどのような話に進展していくかわかりません。

けれども、31年度当初におきまして、笠置町におけるごみ処理が停滞する、そのことは絶対あつてはならないわけでございますから、そのことにつきましては、連合といたしまして、緊急避難的に民間に委ねていく、そのような連合の立場でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、民間という言葉、発言されたと思うんですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第4条第1項に関して、町としての負担はどのようにふえるんですか、減るんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町の負担がふえるかどうかという御質問でございます。

このままの状態でクリーンセンターを使わせていただくことになれば、コスト面については、今の現状のままと考えております。

緊急的に民間に委託していく、そういうことにおきましては、まだ不透明な部分がございます。まだ見積もりをもらったわけではございませんけれども、全国的に見て、いろんなデータを見させていただきますと、高くはない。そのように判断をしております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

これ、今、民間とかに委託された場合、これは長期で出されるんですか。それとも短期ですか。

それと、伊賀、南山城の定住圏の問題で観光という言葉が入っていますね。そのときのこのごみの対応とどういう兼ね合いで進めていかれるんですか。お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 民間に委ねていく場合は、緊急避難的な行動でございますので、長期にはわたらないと考えております。また、今あるクリーンセンターも2年ほど休止をした場合、オペレーターに支障が出るということもありますので、長期間にはならない。そのように感じております。

伊賀定住自立圏との間でのごみ処理につきましては、具体的なごみ処理につきましての取り組みは今のところ考えてはおりません。定住自立圏におきます伊賀市さんとのごみ問題に関する取り組みは伊賀市さんが先駆的な4R活動について、活動を展開されております。そういう内容につきまして、笠置町も参考にさせていただき、ごみ減量化につなげていきたい、そのような定住自立圏の取り組みでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、そういうことを考えていないという話なんです、あと残り2年ですよ。それで、今まだ考えていないということになって、それで果たしてスムーズに事が運ぶんですか。ごみは毎日出るんですよ。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） すごく大事な点だと考えております。緊急的に民間に委託していく場合、委託していくのにどれぐらいの期間が要するのか、その辺はしっかりつかんで、そのような手だてを講じていかなければならないと考えております。

それが、1年前、必要なのか、半年前にそれができるのか、そういうことはきちんと調べさせていただきまして、そのような取り組みを側面では進めていかなければならない、このように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 伊賀の問題にしろ、和束の焼却炉の問題にしろ、結局、町としてどうやっていくのかという考え方については、早く言うと、東部3町村の首長同士の話は一体どうなっているのか、もうさっきも言いましたように2年しかないんですよ。だから、そのときに、連携をうまくやって、スムーズに入っていけるような体制に移行することができるのかどうか、町長、これ、行けるように、どういう方法をもって3町村の首長と話をされるつもりですか。それだけ、最後、お聞きします。これをもって質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） ごみ問題はすごく重要な問題でございます。松本議員おっしゃられまし

たように、ごみは毎日出るものでございます。それをきちんと処理していく、そういう体制は最低限不可欠でございます。連合におきましては、連合長、また副連合長、3人集まりまして、このことについては、いつもいろんな意見を出し合って話し合っております。今、先ほども申しましたように、当面は地元の方に継続をお願いしていこうということになっております。これにつきましては、連合長、また、事務局長が中心になって、地元に入っている聞いています。

近いうちにはそれなりの報告が出ると、そのように聞いておりますので、そういうことにつきましてもまた報告させていただきたいと思っております。

先ほども申しましたように、31年度当初におきまして、ごみ処理が停滞すること、これはあってはならないことですので、一番ベストに、ごみ処理のベストの形をつくり上げていきたい、そのように思っております。

議長（杉岡義信君） これで、松本俊清君の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午後0時10分

再 開 午後1時15分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

先日の議案第32号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第4号）に対する修正案で歳入合計でのミスプリントがありましたので、訂正をいたします。

一般質問を続けます。

1番議員、西岡良祐君の発言を許します。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

それでは、一般質問、私は3項目についていたします。

まず、1項目、地域福祉計画についてお伺いいたします。この計画は平成29年3月に3町村合同で地域福祉計画を策定されました。世代を超えて、みんなが交流し、安心し、助け合えるまちの実現を基本理念とし、3つの基本目標を立てておられます。

その中で、2点について質問いたします。

まず1点は、郷土愛を育むふるさと教育の推進の中で、地域の人材や資源を活用したふるさと教育の充実を図るとありますけれども、これは具体的にどのような教育を考えておられるのか、お尋ねいたします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

郷土愛を育むふるさと教育の推進、大変重要な課題でございます。私自身も、いろいろ教育にかかわって仕事をさせていただいたことがございまして、今般、そういう機会の中で小学校の目標、特に笠置小学校の教育目標がどんなものなのかというのを調べる機会がありました。まさに、その４番目にふるさと笠置を誇りに思い、地域に貢献できる児童の育成ということを書かれております。

東部連合の教育委員会が設置しており、東部連合の教育委員会が事業の推進役でございますけれども、ふるさと教育の中で、笠置町の人材、あるいは資源を活用して教育を進めていくというのは大変大事なことでございます。

先般も、９月２１日でございますが、笠置中学校のほうのふるさと学習のほうへ笠置町職員が出向してまいりまして、具体的な笠置町の魅力といったものについて説明をさせていただきました。大変興味深いのは、その中で、生徒たちから率直な質問がたくさん出てまいりまして、そういったことが、子供たちの町への関心、地域への関心を育むんじゃないかということで、今後のふるさと教育といったものをこういう子供たちからの反応をもとに深めていきたいと、そのように考えております。

さらに、笠置小学校におかれましては、総合的学習の時間を活用されて地域の高齢者を招かれて、昔の遊びといいますか、ふるさとに伝わってきた伝承的な遊びを学ぶ機会を設けておられました。

そういったところに実際に行かれた御高齢の方々からお話を聞きますと、子供たちの目が大変きらきら輝いていて、そして、その子供たちがお話の中で出てきた遊びを絵にして、それをかるたにして、お年寄りの方にお返しをされたということで、大変感激をしておられました。こういった身近な交流といいますか、お年寄りの方、あるいは町の職員、町の人間が教育の現場へ出向き、実際にそれぞれの子供たちと接して、笠置の魅力であり、昔から伝わってきておった笠置であつたり地域のさまざまな伝統的なことを直接指導していくというのは、大変重要なことであります。

地域にはたくさんの行催事がございます。そういった行催事にも積極的に子供たちの出番といいますか、参加を要請しておりまして、１２月３日に開催されます鍋－１グランプリにおきましても、笠小、笠中の子供たちに御出演、あるいは御協力をいただくようなことで、取り組みを強化してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 西岡です。

今、副町長のほうから答弁がありましたけれども、まず小学校ですけれども、小学校は今も地域の人と一緒に学ぶというようなことで、地域と連携した教育ということをとくさんやってくれています。これはそのまま、我々も連携して続けていってもらいたい。

それと同時に、この郷土愛を育むというのは、小学生時代からの地域のよさというものをやっぱり育んでいかんと、大きくなったら外へ出てしまう、もう帰ってこないというようなことで、今、笠置町も過疎化になっているんですけれども、そういうことで、今、この10月に入りますと、地域行事として祭りがあります。この地域行事の盛り上がりというものも、私は小さい子供たちには大切ではないかなと、私は、70代になっても、やはり昔のお祭りのこととか、そういうものを思い出す機会が多いと思いますので、その地域行事の盛り上がりというの、これは大変大事じゃないかなと思います。

そういう面で、町としても、この各地域行事、お祭りなんかは、これ全部、全6、今地域がありますけれども、全部やっておられます。そやから、そういうところへの盛り上がりも兼ねて、そういうところへ町からも補助金を出すとか、そういうことも考えてもらったらどうかと思うんですけれども、その点についてどうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置小学校は、今、西岡議員言われましたように、地域、学校、父兄が一体となって学校を推進している、私はすごくすばらしい形だと思っております。

そういう中で、地域の人が積極的にかかわっていただき、昔から経験された生活の知恵とか昔の遊びだとかを子供たちに紹介されて、そこでの触れ合いをされて、また、子供たちにはそういうものを伝承していく、私はすばらしいことだと考えております。

今、西岡議員から提案をいただきました地域を盛り上げていく、その中で、具体的には、もうじき今週の週末には地区それぞれ秋祭りがございます。そういうことにつきまして、補助金を考えてはどうかということですが、それにつきまして、また課長会議などで相談をさせていただきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 西岡です。

その辺、ぜひいけるように考えていただきたいと思います。

それから、もう一つ、この中に町職員の意識改革に取り組むという項目が上がっているんですけれども、これはどういうことで取り組んでいこうとされているのか、お伺いいたしま

す。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） ただいまの西岡議員、ちょっと通告にない部分でございまして、もう少しどの部分というふうなことを御指摘いただいたらいいんですが、多分、第2章の基本目標の地域福祉への理解と関心を高める啓蒙推進の後段にある部分でございましょうかね。

意識の改革は町役場の職員にも必要であることから、行政としても、職員の意識改革に取り組んでいきますということの中身でございしますが、職員につきましては、この福祉計画を策定するに当たりまして、どういう役割を担うのかというふうなところは、やっぱり基本理念でございまして、この福祉計画は行政主導の計画ではございません。主に住民主体、それから互助活動に主眼を置いた活動を行政が側面的に支援するというふうなところが柱になっております。そういうところで、行政も、これは通常の業務ではないんで関係ないよというふうな、そういうスタイルではなしに、一緒にそういう活動に職員も積極的に加われるような、そういう意識改革というふうに私どものほうは考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

この郷土愛を育むということは、職場で言うたら、笠置町を愛するという気持ちに職員もなってもらわんとあかんと思うんです。子供たちだけにそういうことを言うていても、自分らがまず、この笠置町をどうしたらええかということを考えて、仕事をしてもらうような職員の意識改革を図っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。2 点目は、地域包括支援センターが中心となって、保健、医療、福祉等のサービスが一体的に提供できる体制づくりを目指すということですが、これは、私が思っているのは（仮称）かさぎ紡ぎの館ということになるのかなと思うんですけれども、その辺はどうですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございます。

午前中からいろいろ少子化、高齢化問題については、御議論いただいております。福祉部門、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉につきましては、直面してございます。

この少子化、高齢化問題につきましては、もう既にいろいろ御議論いただいた中で言わず

もがななことであると思いますが、ふるさと創生、まちづくりの視点でいろいろ御議論いただいて、例えば、空き家対策の移住・定住促進、それから、観光振興、それから、民間活力の誘導など、本議会、あるいは各委員会で、委員会を初めさまざまな視点で御議論されております。しかしながら、本町の流れてきた趨勢、それから、取り組まれる事業それぞれにさまざまな課題があることも事実で、この大きな課題が一朝一夕では解消を望めない厳しい現実があるというようなことも見ていかなければならないと考えております。

そういう中、こういう中長期的な大きな課題の取り組みとあわせて、現場を預かります、特に高齢者福祉の観点では、まさに待ったなしの対応を迫られている現場があるというのが現実でございます。

そういう視点で御説明できる機会をいただきました御質問に対しまして、まずもってお礼を申し上げたいと思います。そこで、特に高齢者福祉、この現状と課題、その課題解消に向けて、今何に取り組んでいるのかというふうな御説明すれば、今、西岡議員からいただいた御質問にお答えできるのではないかなというふうに思いますので、御説明申し上げます。

まず、現在の包括支援センターの業務について、若干、簡単に御説明申し上げます。大きく分けて4つの事業がございます。一口で言えば、高齢者の相談窓口というふうなことで片づけられているわけでございますが、まず、指定介護予防支援事業所、これは介護になる前の方の予防給付のケアマネジメントを主にやる業務、それから、包括的支援事業、これは、この介護予防に係る総合的な相談窓口、例えば、特に、最近相談がふえてきました権利擁護事業、後見人の問題、この業務もここで預かっております。

そういう決まった事業、それから、居宅介護支援事業所、これは要介護者のケアマネジメントをする業務、それから、在宅介護支援センター、これが広義の高齢者の相談窓口、例えば、その家庭の置かれています環境を含めて総合的な窓口というふうな、大きな視点、点で申しましたこの4つの事業をあわせ持っているというふうなことをまず御理解いただいて、これから、その先ほど言われた地域包括支援センターというふうな中で、何がこれから求められているのかというふうなところを御説明申し上げます。

少子高齢化で困っておりますのは、やはり、笠置町の資源不足、具体的に言いますと、本町の医療施設としては、非常に大変熱意ある診療所、あるいは歯科診療所、それから薬局、介護施設、介護施設には、通所、訪問、通所介護、それから訪問介護、通所介護は、デイと、今、リハビリを兼ねてやっています。訪問介護については、これは、社会福祉協議会がやっています状況ですが、本当に資源的には乏しくて、足りない部分はやっ

ぱり広域的な観点で連携をしなければならない。これは郡の医師会であり、中核医療機関の連携をとらざるを得ない状況になっています。

中核医療機関としましては、組合でつくらせていただいている山城総合医療センターの機能拡充を図っていただいていることを連携をとるというふうなことです。1つ、例を挙げますと、28年度に認知症疾患医療センターとしての指定を受けられた。それから、本年度、地域医療支援病院の承認を予定されております。

こういうところと連携を強化して、地元で切れ目ない在宅医療と介護連携を図る体制を図るというのが、この笠置町版の地域包括ケアネットワークというふうなところでございます。

加えまして、今まで公的な体制整備の御説明を申しましたが、先ほどのお答えとも重なるんですが、自助、互助の面では、社会福祉協議会を中心としました事業各種をここ二、三年展開していただいております。

27、28で取り組みました京都府の絆ネット構築事業によりまして、互助事業として立ち上がりましたが、ほのぼのサービス、あるいはお互いさまの見守り活動、そういう自助、互助活動の連携も含めた生活支援体制の整備も整えておるところでございます。

30年度から、30年4月1日から、今求められている国の言う、介護保険法改正に伴う体制を各役場で整備しなさいよというふうなところに向けて、今、最終調整を行っているところでございます。直面している多岐のその福祉課題の解消に向けて、地域、圏域が一体となった対応の窓口が地域包括支援センターという位置づけになります。

ただし、包括支援センターだけが窓口になるんじゃないしに、関係機関が窓口になるわけですが、主に包括支援センターが重要な窓口になるというふうなところでございます。

最後、紡ぎの館の関連の御質問がございましたが、建設予定の紡ぎの館は、当然、この事業と、それから児童福祉、健康づくりの拠点施設として計画しております。その他、住民など、みずからのまちづくり活動を醸成する重要な拠点施設としても、御活用いただくような計画をしてございます。

夢はいろいろ語れるわけですが、限りある財源と人材で、職員一丸となって取り組んで現場で対応しておりますので、引き続き、どうぞ御支援方、よろしくお願い申し上げます。御説明にかえさせていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

今、いろいろ紡ぎの館についての御説明がありました。私もこれはうまくいったらいいな

と思っておるんですけれども、ここで言うておられる保健、それから医療、保健は包括支援センターが中心となってやっておられます。それから、医療、これは伊左治医院があそこの場所へ移られまして、あそこへ固まってきたと。

そして、次の福祉なんですね。これが、ちょっと私は今、疑問を持っておるんですけれども、この地域福祉計画というのは、これは、社会福祉協議会抜きでは考えられない事業であります。そやから、社会福祉協議会との連携というのはますます強化されて、綿密にやっていかななくてはならないと思います。

在宅介護とか、いろいろ、今、おっしゃっていましたがけれども、今、社会福祉協議会がやっている訪問介護、この事業も今、その一つであります。今、私も社会福祉協議会のほうにちょっと身を置いていますので、感じていることなんですけれども、社会福祉協議会が今、協議会としては、今、役場の1階に間借りをしているような状態でやっておられます。

訪問介護の事業のほうは、もとのスマイルセンターですか、あそこでやっておられるんですけれども、ここも福祉関係の事業というのは、物すごくやっぱり高齢者によってふえてきています。そやから、これ、今、分割して向こうへ行ってますねけれども、その中で、人材的にもやはり一緒になっていかないと、物すごく効率的にも悪いという面がございます。

こういうことからしても、本当はこの紡ぎの館のところへ、福祉関係として、社会福祉協議会も同じ体制をとれるような、あそこへ入れるようなことをやってくれたらいいなと私は個人的に希望していたんですけれども、それはいろいろ事情がありまして無理やということでありました。

今後、これ、町長にちょっと認識をお聞きしたいんですけれども、この社会福祉協議会と町行政の連携、この辺を町長はどのように考えておられるのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） これからのまちづくりにつきましては、やはり福祉が重要なテーマになってくるのは当然でございます。

社会福祉協議会におかれましては、いろんな福祉関係について、さまざまな事業をさせていただいております。今後、笠置町とも連携をしながら、この福祉部門についてのさらなる充実を目指していきたく、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

この福祉計画について、最後の要望というか、お願いをしておきたいと思います。この46ページには、計画の推進と進捗管理体制ですね。この辺がうたわれていますが、これは今までからそうですけれども、町の5カ年計画もそうですが、こうして計画を立てたら、この計画どおり、やはりできるだけ実施していけるように取り組んでいただきたいということで、この進捗管理体制というのがうたわれています。

これは、笠置町地域福祉計画策定委員会というのが発足していますので、そこでこの計画に基づく取り組みを、進捗状況等を把握、点検、管理を行いますということがうたわれていますので、この辺、特に今後の管理について、確実にこれを実行できるように、よろしくやっていただきたいと思います。これは要望しておきます。

それでは、次の質問に移ります。2項目めは、相楽東部広域バスの運行についてであります。

この広域バスの運行につきましては、平成29年1月と4月に2回の実証運行を実施されております。そして、今回、今月、10月2日から、本格運用を開始されました。きのうから、先ほど、大倉議員のほうからも、この件については、いろいろ意見が出ておりましたが、まず、1点、これは、なぜできたかというのは、私もその協議会には直接入っていませんでしたのであれなんですけれども、一応、先ほど、大倉議員のほうからは、関西本線の廃止に結びつかへんのかという心配もされております。私も当初はそういう感じを持ちました。ところが、実際はそういうことじゃなしに、これをやった目的というのは、木津川の北岸寄りの地域、これについては、一応、JRを利用するのではかなりの距離等があって不便やと、関西本線も1時間に1本というような本数でありますし、それを補うというか、高齢化がふえてきて、もう駅まで行くのもかなわんというようなこともありますので、それでは、こちら側にバスを通らせて一応JRの加茂駅までつないだら、地域交通としては交流が図れるんじゃないかというのが目的で、これはつくられたと聞いております。そのとおりであります。そういうことで、関西本線がなくなるという心配はこれはないと思うんです。前の総務財政課長の答弁にもありましたけれども、これには、JR西のメンバーも入っていますし、いかに関西本線の活性化も図れるかということも考えてやっている事業ですので、私はそれなりに意味があるんじゃないかと思っております。

その中で、3点について質問いたします。

まず、一番大きな1点目は、これ、笠置町内の停留所について、切山地区の停留所がないということになっております。これ、試験実施では、多分、草畑に停留所をつくっておられ

ました。これがなくなったのは実績がなかったからやというようなことを聞いております。

ところが、実績がなかったからやということは、そこ、不便やから使えないわけです。でしょう。そういうことを考えてもらわんと、ただ、実績がなかったから、もう草畑の停留所はやめ、ほんだら、切山地区の人は北部区の停留所まで来やんと、このバスは利用できないということになっているんですよ、今。これについてどういう対策を考えておられるのか、答弁願います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 西岡議員の御質問、お答えさせていただきます。

西岡議員から御指摘ありましたように、草畑地区は、試験運行のときはバス停として設置されておりました。実績がなかったというのもその理由ですが、西向きにつきましてはバスが寄せられる部分がなかったというのも、安全確保ができないという観点から、今回見送られたというふうに報告も聞いております。

今後、ニーズがあった場合なり、乗車、住民の方の利用もあるとなった場合は、また検討課題ということで、協議会のほうに報告させていただきたいと思います。

今の対応ということですが、おっしゃっていただいたように、町内巡回バスを使って、例えば北笠置のバス停、もしくはいこいの館、笠置駅というところに乗り継いでいただかないといけなくなってしまいます。かなり御不便をおかけしてしまいますので、これは本当に検討課題やということで認識しておりますので、協議会のほうにも報告させていただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

停留所がなくなった理由はそういうことで、安全確保もとれないということはわかっておるんですよ。それは初めからそうでしょう。だから、そこでとめられるようなことを考えていかんとあかんのやないですか。

だから、例えば、先ほども出ていましたけれども、1 6 3 の歩道の関係、あれができれば、あそこの栗山地区のおりてきたところには広場ができるんですよ。そこへ何ぼでも入ってとめたらええわけですよ、車も。そういうことも考えて、やはり、あの歩道の件についてもやっていってもらわんとあかんと、そやから、ただ実績がないから、使われないから、安全面で不安があるからと、それを解消していくことを考えやんと、これは全然切山の人が利用で

きませんよ、こんなん。

ほんだら、今言わはったけれども、町内の循環バスとこれの時刻の連絡等はちゃんととれているんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の町内循環バスの連携ということですが、町内循環バスにつきましては、ＪＲの運行時刻に合わせて運行されております。今回のこの広域バスにつきましては、ＪＲの運行していない時間を補完するための運行ということになっておりますので、直接的には連携はしておりません。ＪＲさんの電車の接続というような、そういうことにはなっていない時間帯で運行されているのが現状でございます。

そういうことを承知しながら、確かに乗り継ぎをしてくれというのは、住民の方に対しては難しいことをお願いしていると思いますので、今後、先ほどもお話しさせていただきましたように、協議会のほうにも、今後、どのような対策ができるのか、おっしゃっていただいたこともそうですし、例えば、あそこのコンビニエンスストアの前なりで乗ることもできるのか、歩道がないというところも、ちょっと１点、安全面というところでもあるんですけれども、そういうことも庁内で検討しながら、協議会のほうとお話しさせていただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

１番（西岡良祐君） 西岡です。

そういうことで、やっぱり、今、なぜこれが使われないか、これ、多分、このままで行ったら、切山の人は多分誰も使いませんわ。使えないんですよ、こういう状態では。それを使えるようにしていくのは、行政の仕事でしょう。それが住民サービスいうもんやろ。それを考えて、やっていただきたいと思います。そやから、いつも言うてますけど、ＰＤＣＡを回す、回すいうて言うてますけれども、それ、回してもらわなあかんやん。何で、これ実績がなかったというのは、一番悪い答えですよ。なぜ使われなかったんかということを考えてもらわんと。そこは、私はいつも言うている中身をもっと検討してほしいということやで。切山かて、ほとんど車を持ってはるから、車で全部もう行かはるから、多分、これ使わんともう行かはる。ところが、やはり、中には車も持っていない人もおられるんですよ。歩いてわざわざ北笠置までおりてきてやらんなん。そういうのは、やはり考えてやると、この循環バスと連絡が１本でもとれるように考えてやると、これが住民サービスじゃないですか。特に、

このバスについては、こっちの西部区、東部区はもちろん使いますわ。切山地区は全然こんな、あってもなかってもええようなもんなんですよ。そやから、大倉議員のような意見が出るわけですわ。そやから、当初の目的で、どういうことでこれをやろうとしているのかということは、それを利用してもらえる人がふえやんとあかんわけやから、それをどうしたらええのか、そういうふうを考えていってやってもらわんとあかんと思いますので、よろしくお願いしておきます。

それと、もう1点、これも、ちょっとおかしい質問やけども、運行日が月水金土と、こういうふうになっていますね。これほど、今、笠置町はいこいの館の問題で今、紛糾しています。そやのに、これ、水曜日いうたら休館日と重なっているんじゃないんですか。いこいの休館日は、今、水曜日ですね。その辺もどういうふうを考えておられるんですか、これ。なぜいこいまで、わざわざ南岸のところまでこのバス、運行させているのかということがわかっているんですか、町長。そやのに、何でこれ、休館日と合わすとか、そういうことも考えておられるんですか、どうですか、その辺。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 運行日が月水金土となっております。いこいの館は第1、第3水曜日が閉館となっております。そういうことについての問題提起でございます。この循環バスにつきましては、広範囲な意味で使っていただくというそういう意味もあると感じております。あそこでおりにていただいて、これからの紡ぎの館だとか、医療機関、また、介護施設に行ってください、そのようなことも担っておるわけでございますので、第1、第3水曜日がいこいの館でございますけれども、そういうことも役目も含まれているということで御理解をいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 西岡です。

だから、そのバスの運行について、今意見を言うておるんじゃないんです。いこいの館を今、いかにして立ち直らせるかということで、この間から、ずっとこれ、紛糾しておるんでしょう。そういう頭があるんやったら、こんな日にちを考えるのは当然じゃないですか、これ。そこらがおかしいんですよ。

一番先に考えなあかんの違いいますか。聞きましたけれども、いこいの館へ行くのは、いこいの館のお客さんの流れもいうことで考慮されて、いこいまで持っていっているんでしょう。それと、今、おっしゃられた紡ぎの館、あそこが交流拠点になるからということで、わ

ざわがいこいまで入っていつてもらっているわけですね。

そやから、それやったら、それをうまく利用するように、ちゃんと考えやんといかんのやないですか。そやから、本当やったらいこいの館の定休日を変えるとか、その辺の案を考えてもらってもいいんじゃないんですか。そこはどうですか。副町長はどうですか。いこい担当。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいま、西岡議員のほうから、広域のバスの運行日、水曜日があり、それがいこいの館の休館日と重なっている。いこいの館の対策にとって、いかにしてお客さんをいこいの館へ運んでくるのか、それが重要であるということはもう間違いございません。広域バスに関しまして、その点の配慮といいますか、視点が欠けていたというのは事実でございます。今後、広域バスに限らず、いこいの館の集客にどのようなインフラが活用できるのか、全ての交通機関等と協議させていただきながら、積極的に誘客を図っていけるように努力をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

そういうことで、やはり総合的にちゃんと考えていつてもらうようにしてもらいたいと思います。そやから、これは今、協議会には企画観光課長かな、メンバーになっていたと思いますけれども、そういうことで、やっぱり連携をとってもらって、未来づくりセンターともどういう話をしているのか知らんけれども、未来づくりセンターも一応、笠置町からも 1 名行ってもらっておるんでしょう。どういう連携をとってくれているのか、その辺がどうも見えない。そやから、その辺の連携強化というのをよろしく願いしておきます。

それでは、最後の質問に移ります。3 番、部落差別解消推進法の施行について、お伺いいたします。

平成 28 年 12 月 16 日に、部落差別解消推進法が公布、施行されました。これで、地方公共団体にも努力義務として規定されております。

その中で、まず 1 点、町長としての基本認識と見解をお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 部落差別の解消の推進に関する法律は、現在もなお、部落差別が存在しているということを国が初めて認めたものでございます。

情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、基本理

念を定め、国や地方団体の責務を明らかにするなど、部落差別の解消の充実、教育及び啓発、そして、国の調査への協力に努めるものとされており、当町といたしましても、法の趣旨を踏まえ、町民一人一人の尊厳と、人権が尊重される社会の実現を目指して、部落差別を解消するため、引き続き国や京都府、府下市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

それでは、そういう認識でおられるんですけれども、2 点目として、笠置町として具体的な方策はどのように考えておられるのか、これ、法第 4 条によりますと、相談体制の充実ということがうたわれております。その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図るよう努めよということを地方公共団体に言われているわけですが、この辺について、特に具体的にどういうことを考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） それでは、西岡議員の質問にお答えしたいと思います。

第 4 条の件ですが、相談体制の充実につきまして、笠置町では、また、笠置会館では、隣保館運営要綱の基本事業であります相談事業、これを以前からやっております。また、特別事業として位置づけております相談機能の強化事業で相談体制をとっており、また、人権擁護委員さんによります人権相談も会場を持ち回りで笠置会館でも実施しております。

また、役場のほうとの相談体制、両方で相談ができるように、総務財政課、税住民課のほうで役場のほうでの相談に応じまして、人権啓発課、笠置会館につきましては、笠置会館のほうで相談を受けると。今、町内では、この 2 カ所で相談が受けられるような体制となっております。第 4 条だけでよろしいですか。第 5 条、第 6 条、あるんですけれども、よろしいですか。言いましょうか。

続けて言わせていただきます。

法第 5 条の教育及び啓発の実施についてですが、笠置町では、町民への啓発を推進するため、同和教育推進協議会委員研修を町民人権学習の公開講座として位置づけております。差別や偏見のないまちづくりに取り組んでおり、今後も推進してまいりたいと考えており、従前より、職員で取り組んでおります人権研修とは別に、公開講座を職員の研修の一環として位置づけておりまして、本年の 3 月 31 日の公開講座では、部落差別解消法制定の意義と活

用へ向けた課題と題しまして、谷川雅彦さんによります講演を実施したところでございます。

また、まだ正式には確定していないんですが、この12月13日予定で、笠置町と南山城村の職員とで合同研修を計画しておりまして、全職員の正しい理解があつて、町民への啓発が進められるものだという考え方のもと、もう一度、同氏の講演をしていただいて、住民全てが深い理解を得られるようにという考え方で進めております。

最後に、第6条の部落差別の実態調査でございますが、第6条では、国は地方公共団体の協力を得て、実態調査を行うと規定されております。

これにつきましても、京都府や府下市町村と連携しまして、国に協力してまいりたいと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） それでは、ちょっと最後にもう一つ質問ですけれども、この相談体制というのは、もう今もやっているというお話でしたけれども、これ、年間に相談は何件ぐらい発生しているんですか。ちょっと、実績がわかったら教えてもらえませんか。

議長（杉岡義信君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） すみません。笠置会館と役場でやっておりますけれども、相談の中身につきましては、この部落差別に対する相談で、それ以外のふだんからの相談と分けておりまして、隣保館の運営の中の相談体制という形では、基本的に生活相談が、ちょっと細かい数字まで覚えていませんが、年間十数回、子供の関係の相談、また学校、それも子供になるんですけれども、学校の関係の相談、そして就職の関係の相談というふうの実績的に出しておりますが、大体、10回から20回の間で毎年同じぐらいの回数で相談にいられておられると、この部落差別解消法に対する相談というのは、まだ1件もございません。

先ほどもちょっと説明の中にありました、相談機能の強化事業での相談というのはまた別でございまして、これは複合的な相談をさせていまして、うちではケース会議という名目で、保健福祉課とうちと、あと、例えば社協とか包括支援センターで、小学校、中学校の加配の先生、保育所もですけれども、あと児童館や教育委員会等が入った中で、その相談、ケース会議というのを開いておりまして、個別に必要なある課同士が寄って、毎回全部がやるんじゃないしに、課同士が寄っての相談になりますので、延べ回数はちょっとわからないんですけれども、昨年度は8回ぐらい開いているはずですよ。私の入ったのは3回ぐらいですね。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 西岡です。

今のあれを聞いていますと、直接部落差別に関する相談は今のところは件数はなかったということです。笠置町としては、部落差別の余り相談するような問題がないということは、ある程度うまく進んでいるというように見ていいんじゃないかなと思いますけれども、今後とも、そういうことの発生が出ないように、日常の活動をしていただきたいと思います。要望しておきます。

私の質問はこれで終わります。

議長（杉岡義信君） これで、西岡良祐君の一般質問を終わります。

2 番議員、西昭夫君の発言を許します。西君。

2 番（西 昭夫君） 2 番、西です。

町長にお聞きします。確認にはなるんですが、町としての、今、よりよくなるために笠置が一番真っ先に、特にどんな分野へ力を入れて、笠置をやっつけようとしているのか、お聞きしたいです。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、西議員のほうから、何を主に置くべきかとお聞きをされました。私は、一番最初に頭に浮かべますのは、子供たちや高齢者の方々の顔が目に浮かんでまいります。

今、どんな状態でおられても、行政といたしまして安心を届けられる、住みやすいまちであります施策が一番大事と考えております。

そのような上に立って、やはり笠置町は、先ほどから申しておりますように、豊かな自然や歴史資源を活用して、外から人、物を呼び込んでにぎわいづくりをやり、I ターンを促し、経済を活性させていく、そのような取り組みが笠置にとっては必要だと感じております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2 番（西 昭夫君） 2 番、西です。

町長が町長選に立候補されたときのマニフェストにも、各随所に観光とか、それにかかわることが読み取れるんですけども、観光業、それに伴う商業とかが大事に見えるんですが、それに伴う行政の力というのも大きいと思います。

民間主導、行政主導がお互いに絡み合っていくことが、町の発展のためには大事やと思うんですけども、去年、映画「笠置ROCK！」が撮られましたが、僕もそれに参加させてもらったんですけども、それによって、町の活動とかにもいろいろかわらせてもらうよ

うになりました。

僕が思ったのは、町のかかわり合いがどうも、ごめんなさい、僕の個人的な意見なんですけれども、余り積極的でない部分があるように思われました。議員になって、議会へ来るたびに、いろいろ、朝とかでもコミュニケーションをとろうとするんですけれども、その辺がうまいこといかないうことが多々あるんですけれども、それというのは何からくるんかと思って、ちょっとこの議会、会期中に配られた資料とか持って行ってしまったんで、ちょっと僕のする質問が少なくなってしまうかもわからないんですけども、各課の残業の時間をちょっと調べてみたんですけれども、総務、企画、水道課がずば抜けてやっぱり多いんですね。そう思うと、余計な仕事を受けたくないのかなという気持ちが働くのかなと思ったんで、調べてみたら、その3課以外は大体月5時間前後の、1人当たり、月5時間前後の残業なんですけど、総務に関しては、28年度、一月当たり18.19時間、企画が1人一月当たり31.41時間、水道課に関しては、51.81時間です。水道課に関していえば、人員が2人なんで、1人が少し出れば、1人当たりの残業時間がふえるのはわかるんですが、29年度4月から7月の分でも水道課に関していえば、55.12時間、企画に関しても、29.78時間、1人当たり一月あるんですけれども、その辺は町長、どう思われますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 平成28年度におきましては、町議選挙、消防操法大会、地方創生事業など、事業も多くて、時間外勤務がかなり増加しておりました。平成28年度からは水道は1名増員し、対応してもらっておりますが、夜間作業、水位低下や水道管損傷など、突発的な対応があるため、建設産業課全体、他課も含めて応援をしていただいております。

今年度は一般的な事務、選挙、操法が減ったため、28年度と比較して多少減少しておりますが、抜本的な減少ではないと思っております。

引き続き、毎週水曜日はノー残業デーとする、課長の適正な職員管理を進めるなど、時間外勤務の軽減を進めていきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

何を言いたいかというと、これから、多分、ほかの団体とかでも民間が動き始めているんで、町との連携をとっていききたいときに、町の対応が悪いと全ての面にマイナスになってくると思うんです。

28年度、ほとんどが窓口が観光企画になると思うんですけども、28年度から今年度29年度に人員が減っている理由を教えてくださいんですけど。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 29年度当初におきます職員配置につきまして、減っているという事実はないと考えております。

また、企画観光課につきましては、地方創生事業、また、お茶の京都のターゲットイヤーなどに当たっておりますので、いろんなイベントなど、出ていただく機会が多いのでございます。そういうことをフォローするために、地方創生担当参事も置かせていただき、また、副町長におきましてはフォローしていく、そういう体制をつくっておりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

去年度、28年度は途中から、企画観光、人数はふえているんですけども。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西議員、おっしゃっていただきました企画観光課の人員ですけども、4月1日現在では、同じ数、途中から正規職員ではなく嘱託職員を採用しましたので、たしか6月から1名増員になっております。

嘱託職員については、1年以内の任期で継続するか、そこで終了するかということですので、この嘱託職員については、3月31日付をもって任用期間を満了させていただいておるため、引き続き、29年度は在籍していないという形になっております。

以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

お茶の京都、地方創生絡みの補助金とかがおりてきて、いろんな事業がふえるというのは、多分わかってはったと思うんですけども、人員をふやすなりの手だてをとる予定もなかったんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

事業につきましては、西議員のおっしゃいましたとおり、28年、29年度と事業は続い

てきております。職員の定数条例というものがございまして、笠置町の職員の上限を50名と今定めさせていただいております。その中で、人員のやりくりをしながら進めていく必要がございますので、その50名の中には、相楽東部広域連合へ派遣している職員もございますし、税機構へ派遣している職員もおります。本年度につきましては、府の職員との人事交流も行っております。

もう1点、未来づくりセンターにも職員を送るというようなことが採用試験後にも決まりましたし、50人の上限を超えない中でやりくりをしていっているということになっております。

嘱託職員についても、途中採用ということもございますが、本年度については、9月から、企画観光課には嘱託職員、先日の補正予算でも計上させていただきましたが、その形の対応とさせていただいております。

地方創生の事業につきましても、これから本格的に動き出すことと思っておりますので、何とか企画観光課の中、それから職員全体、地方創生につきましては、もう庁内全体で取り組む事業と思っておりますので、全ての職員の協力を得ながら進めていきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

今議会中にも、決算の部分でいろいろもめた部分がありましたけれども、委託、委託、委託というのが並んだ、そこの使われている金額に対しても、議員さんのほとんどは、ちょっとした不信感を抱いている方も多いと思いますけれども、それというのは、行政側のチェック機能とかに不信があると思われるんですね。それというのは、人員が足りないというのが原因になっているというのも、少なからずあると思います。それでも、現状のままでこなせるとお思いでしょうか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 西議員の御質問にお答えをさせていただきます。

確かに、28年度、多くの地方創生の事業が集中したという事実がございます。そして、それを現行職員の体制の中で全てをやり切るということが大変大きなウエートを占めたというふうにも聞いております。

であるから、チェック体制が甘かったかということ、決してそういうことではなく、やはり、なれていないということで、時間がかかったということもあるようには聞いております。

全ての行事、あるいはそのような補助金、交付金の業務に関しまして、今の人員体制の中でやり切れるよう、先ほど総務財政課長兼企画観光課長が申しあげましたように、全庁的な応援体制をとらせていただき、チェック体制も含め、いま一度、足元を固めるような、そういう気持ちで仕事に取り組みたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2 番（西 昭夫君） 2 番、西です。

それでは、予定というか、今後、この状況で、今観光企画等が持つてはる事案で、全部、年度内に終わるんでしょうか。ちょっと聞いた中では、ちょっと厳しいというのもあったんですけども、その辺はどうでしょう。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 西議員の御質問にお答えをさせていただきます。

所管事項に関しましては計画的に年度内にやり切るということで、全庁的な体制で取り組むというのが基本でございます。

ルーチンで平年に、毎回行われますような、そういうものに関しましては、当然、計画的に取り組むということで、庁内の体制、それから庁外の方々の協力を得ながら、実行委員会体制をとって、着実にそれらに関しましては進めさせていただくと、また、さらに、地方創生関係であるとか、国の交付金に絡む事業に関しましては、これまでのやはり仕事の仕方では厳しいという御指摘も監査のほうからもいただきましたし、そういった着地点をしっかりと見据え、今年度内にどこまでのことが具体的にできるのかということを見据えて、させていただかなければならないだろうというふうに思っております。

そういう推進をしていく体制とともに、事業の中身を最低限、これはやはり確実に成果として着地させていこうというところを見据えて、年度内にやり切りたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2 番（西 昭夫君） 2 番、西です。

根本的なことになるかもわからないんですけども、僕もいろんなところで働いてきた経験上、ちょっとこの前、役場の職員からいろいろ聞いたこと、ちょっと不思議に思ったんですけども、まず、朝礼が行われていないというのがちょっと驚きやったんと、各課によってミーティングもちゃんと行われていないところがあると聞いたんですけども、まず、その朝礼、だから朝礼やったから何やねんというふうな感じではなるんですけども、僕、当

然大事なことやと思うんですね。特にミーティングとかは、各課、数人いてはるんで、お互いの仕事の進行状況なり、誰がしんどい、誰がちょっと手がすいているという確認もあって、僕はミーティングというのをやるのが、その課の仕事を円滑に進めていく上では大事やと思うんですけれども、その辺ができていないように思うんですけれども、どんなふうにお思いでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、行政の中で行っておりますのは、課長会議、月2回ほどの課長会議をやらせていただいております。

朝礼に関しまして、職員の方からも朝礼をしようと、そういうふうな意見をいただいております。いろんな思い、また、当面の課題などを共有していくのに、やはり朝礼というのは大きな位置づけになると思いますので、この朝礼につきましてはやっていきたい。早急に取り組んでいきたい。かように考えております。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

各課によりまして、状況は違うと思います。今現在、総務財政課で行っておりますのは、毎日朝、ミーティングといたしますか、課員に対して、特に総務財政課、町長、副町長の日程調整等もございますので、その話をしたり、それから公用車の使用ぐあい、それから課員の出張状況、それから先ほど西議員もおっしゃいました課内での調整、手のあいている者が、例えば外回りに行く者の対応を一緒にできるかということを総務財政課では毎朝行っております。

各課の状況が違いますので、全ての課長にミーティングをなささいという指示はさせていただいていませんけれども、各課でも、全庁的に各課でスケジュールを共有できるようなシステムも使っておりますので、そこらでの確認も可能かと思います。

ただ、総務財政課としては、課としての立場もございますので、一応、みんなで朝、ミーティングはさせていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

この質問、僕、今した質問というのは、行政の中を批判しようと思ってしているわけではないんです。聞くと問題点が皆さんははっきりしていられるんで、できるだけ改善はしてもらいたいんですけれども、なぜかという、9月末でボルダリングの少年団もできました。町

内では若い子たちが自分たちで出資して、お金を出し合って、町内で商売を始めるというの
もやっているところがあります。

そんなのが、これからもずっといろんなところでそういうのが始まっていくし、立ち上が
っていくと思うんですね。今までは行政のスケジュールに民間が合わせていろんな行事が行
われていくように僕は思っていました。

そやけども、これからは、民間の行動を行政がサポートしていく、行政側から、行政が民
間に対してアンテナを張って、歩み寄っていくという姿勢を持ってもらいたいというのが僕
の本来の思いなんで、これをお願いにして、質問を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） お願いだけ、答弁要らんの。

2 番（西 昭夫君） 要らないです。

議長（杉岡義信君） これで、西昭夫君の一般質問を終わります。

この際、15 分間休憩いたします。

休 憩 午後 2 時 3 0 分

再 開 午後 2 時 4 5 分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

3 番議員、向出健君の発言を許します。向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

きょうは3項目について質問をさせていただきます。

まず1つ目の項目についてですけれども、いわゆる移住・定住対策についてということで
お聞きをしますけれども、まず、質問に入っていく前に、移住・定住の相談の窓口というこ
とで、移住・定住プラザを進めていくということでしたけれども、これも、ブルーシートが
雨漏りということで、かかっている状態で、事業を始めるのがおこなれているという状況があ
ります。やっぱりこういう対策一つとっても、本当に移住・定住、しっかりやっていく姿勢
があるのかどうか、やっぱり問われることだと思うんです。ちょっと、要望として、やはり
きちっとした対応、最初から周囲の改善点は調査して、やっぱりこれぐらいはお金が必要だ
というのを、最初に提案するような形にさせていただきたいと思います。

それで、今言いましたように、相談窓口の事業を進めているということですが、先
ほども少し答弁がありましたけれども、今、入居できるそういう家、空き家等、どれぐらい
行政としては、空き家バンクの登録だけではなくて、実際その可能性があるかと把握されてい
るものを含めまして、どれぐらい確保できているのか、まずそのことをお聞きしたいと思

ます。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

移住・定住に必要な空き家の確保ということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、町内では対象物件として73あるわけでございますけれども、残念ながら、空き家として可能性があるのは、3軒にとどまっております。ただ、それが全て空き家バンクということで登録いただけるのかといいますと、いろいろ課題があつて、なかなか厳しいというようなことでございまして、残念ながら、空き家の登録というのが、それほど進んでいないというのが現状でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

この対象の73軒に対して、3軒ぐらいであろうということなんですが、これは実際に、借家の所有者の方にそういう話を持って行って、一応いいですと言われた数なのか、外観的な判断をされてのものなのか、その点ちょっとお伺いをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 空き家の対象物件がどういう状況であるかは、町の職員も実際に出向きまして、それぞれの地域の区長さんでありますとか、いろいろな方々からの情報をもとに把握をさせていただきました。そして、対象となる物件の当然、外観から、もうこれはだめだろうというのは、当然ございます。非常に危険であると。そうでないものに関しまして、実際に足を運ばせていただきながら、お話をさせていただき、可能性としてあるのが3軒程度であると、空き家バンクの登録はインターネット、ホームページ等でもお願いをさせていただいており、我々が把握していないところで、空き家があり、提供してもいいという方がいらっしゃるかもわかりません。あらゆるチャンネルといいますか、情報を通じて、空き家バンクに登録いただける、また、移住・定住の方に住居を御提供いただける方をできるだけ掘り起こしていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今確認しましたように、移住・定住を進めていくということですが、実際に入れる家はかなりもう少ないと、確保もなかなかできていないと、それで、これは当然、今に始まったことではなくて、過去の大分昔からの課題ということで空き家バンク登録もなかなか進

まないと。先ほども答弁ありましたように、仏壇があったり、時折週末は帰ってくる。また、物が置いてあってといったような理由も過去から多々出されています。

そこで、今のように、所有者の方に丁寧な話をしたり、そういうことも大事だとは思いますが、やれども、やはり、なかなか現状が進まないというのが実態だと思うんです。

そこで、以前にも少し提案を幾つかさせていただいたわけですが、1つは、貸主の負担軽減のために、例えば、借り上げ住宅というような形がとれないかと、そういう思い切った対策はとれないかという提案を過去にさせていただきました。

さらに、土地の購入も含めて考えて、もう町が住宅を供給するというぐらいのそういった思い切った政策をとらないと、これは抜本的に入居住宅を確保するのが難しいのではないかと、もちろん、法律の関係があって、いろいろ制約が出てくるので、やり方はちょっと考えていかなければいけないとは思いますが、そういった思い切った対策が必要なんじゃないかと、もうそれぐらいやらないと、進められないんじゃないかというふうに思うわけですが、まちのほうはそういう点については、どのようにお考えでしょうか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの質問、御提案でございますが、確かに空き家バンク頼みでは進まない、これは御指摘のとおり、過去から既にそういった課題があつて、なかなかその課題が克服できていないというところでございます。

一部家財におきましては、一旦コンテナの中にお預かりするというようなこともさせていただいておりますけれども、貸していただける方のいろいろな御事情によりそういったことのサポートもさせていただいても進まないというのが現状でございます。

今の御提案もそうなのでございますけれども、先ほど私が民間の不動産事業者の方々ともやはり連携をとっていくということを申し上げました。私たちが知らないところでの、やはり、土地の物件であつたり、住宅の物件であつたりといったものが、そういった方々の情報として入ってくる可能性が非常に高うございます。宅地建物取引業協会という組織もございます。そういったところとも連携をさせていただきながら、移住・定住に適したそういう受け入れのハード面の状況というものはつくらせていただきたい。ただ、だから、町のほうが財政的にそれに負担ができるかという点、大変厳しいというのが現状でございます。そこは御理解いただきながら、民間の事業者と連携をさせていただき、いろいろな手だてといいますか、移住・定住の受け入れ先といったものを考えてさせていただくということで御了解いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

民間の不動産業者とも連携を図っていくということで、答弁がありました。

財政面の話が出ましたので、ちょっとお伺いしたいといいますか、考えていただきたいことがあるんですけども、当然、移住の方が来られれば、交付税という形も含めまして、税収としてはふえると思うんです。全くゼロだというわけではないと思うんです。そういう関係も考慮されれば、思い切って土地を購入するというのもできるのではないかというちょっと判断がありまして、提案させていただいているわけですけども、笠置町は、今こういう状況ですから、土地は比較的安いと、そういう強みがあるのではないかということも含めて、やっぱり検討の余地はあるのではないかと、どれぐらいで回収できるのかとか、そういうことは多分課題としてはあると思うんです。

そこで、ちょっとそこは検討いただきたい、本当に大事なことだと思うので、一蹴せず、ちょっとお考えいただきたいということですが、以前にも、同僚の議員からちょっと質問があったかと思うんですが、今、民間の不動産ということでは言われましたけれども、以前、自分もお聞きをしたんですけども、不動産情報というものをホームページでも載せていくということを言われたんですが、いまだにちょっと実行されてはいないんですけども、やっぱり情報発信というのが大事なので、不動産との連携、業者との連携とも言われましたから、そういう情報を、特に住みたいと思う方はやっぱり間取りとか、外観とか、どうしても見たいと、そこが1つの入り口になると思うんですね。だから、ホームページでそういう情報発信、きちっとやっていただきたいと思うんですけども、その点についてお考えをお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 現在、ホームページ上は空き家バンクに御登録いただいたそういうお宅に関して外観、そして間取りを含めた情報提供を直接させていただいております。

民間事業者と連携した場合、どういうふうにそれが表現できるかに関しましては、町のホームページで直接できるのか、そういう物件があるということでリンクを張らせていただいて、そちらの業者さんのリンクから情報を収集していただくのか、いろいろな方法があると思いますので、そこは検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

私もホームページでそういう情報を得られないかなと、ちょっとちらちら見させていただいたりしているんですけども、やっぱりそういうホームページでしっかりと力を入れているなというを感じるだけでも、ああ、住んでみようかなという、そういう気になる面もあるんじゃないか。だから、その情報提供するときに、やっぱりきちっとしたものをちょっと考えていただきたいと、これはもう要望としてお願いしておきたいと思います。

次、2つ目の項目のいこいの館について、質問に入らせていただきたいと思います。この間、いこいの関係の条例、いわゆる指定管理業者も、指定管理制度もとることができるという条例が、6月、さきの議会で出まして、否決されて、今回は上程されて、いこいの館の特別委員会に付託をするということになりました。

また、赤字の補填等々で1,400万円の交付金については、1度全員反対で否決されて、その後修正動議という形で最終通りしましたが、やっぱりこのいこいの館について、説明不足というのをたびたび私は言わせていただいているんですが、これほどお金を使う施設に対して、町長の姿勢として、やっぱり全体的にきちっとした方針を持っていないんじゃないかと、ちょっと疑う点が余りにも多かったなと感じたわけです。

今の段階でそれではやっぱり困ると、やっぱりある程度のビジョン、もちろん具体的なお風呂のサービスメニューまで考えなければいけないと言っているわけではないんですけども、何を聞いても余りにも抽象的だという印象を受けました。

それで、今、言われていること、1つは、この役割、存在意義に対して、いこいの館の役割、存在意義について聞いても、なかなかばちっとした答えがあったとはちょっと思えなかったわけですけども、これまで聞いているのは、観光の核であるということ、そして、住民の方の健康増進の役割を持っているんだということだけなんです。

観光の核というのは当然、お金を稼いでいくことにつなげるという意味だとは思いますが、ただ、余りにもそれだけは何も見えてこないもので、例えばこういう方向性でお金が循環する仕組みをつくっていくんだというある程度の方向性やプランというものが、今の段階で全くないのかどうか、その点について、ちょっとお考えを改めてお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館につきましては、笠置町におきまして、観光や健康づくり、また健康促進としての拠点として機能しております。そういう意味におきまして、公益性があると私は考えております。

では、具体的にどのようなことを取り組んでいくのか、そういうことでございます。まず、観光につきましては、そこを核にして笠置町のたくさんあります豊かな資源を周遊していただく、そういう核にしていきたいと考えております。また、その広場とか余っている部屋などを利用していただきまして、いろんなイベントやマルシェや、また、軽トラ市など皆さんに利用していただき、にぎわいづくり、また、お金が落ちていく、落としていただけるそういう施設にしていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

要するに今みたいな答弁がなかなかよくわからないのと、多分住民の方もなかなかどういう方向に行くのかというのが全然わからないと思うんです。

例えば、マルシェと言った場合に、例えばですけれども、例えばマルシェしたいとなった場合は、例えば鹿もあればイノシシもあると、それを今、どういう状況でどれぐらいとれるのかとか、そこまでのやっぱりある程度の方向性というものを位置づけていかないと、本当に考えておられるのか、一般論の答弁だけで余りプランがないのか、そこがなかなかわからないと。だから、もう少ししっかりとしたプランを示せるようにやっぱりすべきだと思うんです、町として。やっぱりお金を出して、しっかりかけて、今後本当に再生したいということであれば、そこまでのプラン、なるほどと思わせていただけるようなプランをしっかり持っていたきたい。そういうことで、私はたびたび質問させていただいています。

議会でこれほど否決されるということがありましたから、そこはやっぱり本当に真剣に取り組んでいただきたいと、今までのように一般論としてではなくて、お願いをしたいと思っています。

それで、この間、指定管理にして2年間、最大、して、その間に完全民営化を目指すという方向性が示されています。ところが、これもちょっと曖昧なこの間答弁がありまして、とりあえずつなぎ営業ということで、10月1日から来年の3月末まではやると、その間で、もし赤字が出たら民営化にするという答弁が、たしかあったと記憶をしています。

しかし、自分の聞いているところはそうではなくて、そこから指定管理に入っていって、最大2年の間に民間業者を探すんじゃないかなというふうに思うんですけれども、ちょっとどういう意味なのか、言葉がいろいろ違ってきているので、再度確認のために聞きますけれども、あくまで指定管理業者、つなぎ営業が終わった後は指定管理業者に移行して、最大2年の間に完全民営化の業者を探すというのが立場ということでもいいんですね。いろいろ、

何か違うようにとれる答弁もありましたから、確認のためにお聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私どもの思いといたしましては、2年間指定管理業者制度を使わせていただき、経営を立て直して、その後、民間に委託していきたい、そういう思いで思っております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

それで、この間も何度も聞いていますけれども、この施設がやっぱり稼げるという根拠も、たびたびお聞きはさせていただいていますが、なかなかそれも具体的な根拠がないというふうに感じています。

完全民営化を目指しても、その民営業者が当然、経営を続けていけなければ、結局はいこいの館は閉館となってしまいますので、ただ業者に預けたらそれでゴールだと、終わりだということではないということは指摘をしたいと思っています。

それで、今後の取り組みとして、キャンプとかボルダリングなどのアウトドアスポーツ等々とも連携を図りたいというような方向性は答弁としてありました。これ、一体どういう連携を図ろうとされているのか、その中身について説明を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） ボルダリングやキャンプ、また、カヌーの広場に来られる、いわゆるアウトドアに来られる方をいこいの館に寄っていただきたい、そのような取り組みをしていきたい、そのように考えております。

キャンプ場に来られているお客さんにつきましては、入場されるときにチラシを皆さんに配っていただいております。また、キャンプに来られて、汗などかかれて、それを体を清潔にするために、いこいの館にほとんどの方が来ていただいているという状況でございます。

さらに、いつも指摘していただいていることでございますけれども、キャンプ場からいこいの館に来ていただく動線の整備もこれからしっかり取り組んでいきたいと考えております。ボルダリングやカヌーに来られる方が、今の状況ではほとんど少ない、そのように考えております。また、ボルダリングのスポーツ少年団が発足されることも聞いておりますし、そのような方々もぜひ利用していただくようなPRも含めまして、寄っていただけますような取り組みをこれから考えていきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの町長の答弁にあったとおりでございますが、少し補足をさせていただきます。と思っております。

恐らく、キャンプ場であったり、ボルダリングであったり、アウトドアと連携をしていくというのは当たり前のことであり、この連携に関する仕組みづくりであったり、そういう事業者の確保といったものをどのようにしていくのかという、多分具体論が求められているのではないだろうかというふうに考えております。

以前から申し上げております今年度から、国土交通省の全額負担によります官民連携事業のモデル的な事業を笠置町で調査事業としてやっていただくことになりました。

既にその調査会社とヒアリングを始めさせていただいております。そういった中で、ボルダリングであったり、カヌーであったり、アウトドアであったり、そういうところといこいの館を含めた全体のエリアに対する投資意欲といったものはどういったものがあるのかという専門的なやはりアプローチが必要でございます。稼げなければ、やはり、民間は来ません。そして、民間が来て稼げるとなれば、雇用もこの土地で生まれます。そして、そういったものに関連する新しいビジネスといったものも、町民の方々の中から出てくるであろうというふうに思っております。

そういったインキュベータ的な考え方も持って、これからの取り組みを進めていかないと一過性に終わってしまい、また、絵に描いた餅に終わってしまうということもございますので、この国土交通省の調査にやはり大きな期待を寄せさせていただき、私どもは全力で取り組み、それに皆様方もぜひいろいろな御意見もいただきたいと思いますので、この進展の状況に関しましては、折々、また御報告もさせていただきますけれども、これをうまく活用することにより、今、ここに書いていただいているようなことが実現できる方向へ積極的に働きかけを行いたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

ほかの資料では、例えばグランピングということで、ちょっと高価なキャンピングをするとか、ある程度ちょっと方向性が具体的にこういうものがあると示されていたわけですね。

やっぱりそういうある程度見える形のものを示していただくということが大事だと思うんです。というのは、やっぱり住民の方、正直、いこいの館、賛否両論あると思うんですけども、これだけのお金を使ってきたと、これほど赤字が続いてきたと、やっぱりそこは本当にこれ意義があるのかと、本当に今後、じゃ、またお金をつぎ込んでうまくいくのかと、

やっぱりそれは当然の疑問だと思うんです。賛成していても、反対していても、そこはやっぱり一番心配な、うまくいくのであればお金を使ってもいいんじゃないかというふうになると思うんですよね。その肝心なところが全然見えてこない、そこは余りにもふわっとした話ばかりで心配されると、今までの実績は赤字だったということも含めてあると思うんです。

だから、そこをしっかりと示していただきたいというふうに思います。これはもうちょっと今後の課題としてしっかりとやっていただきたいということをお願いしたいわけですが、それで、先ほど完全民営化の方向性が示されたということでありましたけれども、完全民営化と言った場合に、売却もあれば無償で貸し付けるという形もあろうかというふうに思うわけですが、肝心かなめなところなんです、修理、修繕の費用、さまざまな設備、この修理、修繕という費用が結構負担になってくると思うんです。完全民営化したけれども、その修理については町が負担するということになれば、結局のところ、そこそこのまた財政の負担が生じてしまうというふうに思うわけですが、再度、ちょっと正確に、明確に答弁をいただきたいんですが、完全民営化というのは、その修理修繕も民間の業者に持っていただくという方向でいこうとされているのか、その点確認をしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

完全民営化といった場合、今、御指摘があったように、貸し出しをするというケース、それから売却をするというケース、2通りがあるというふうにおっしゃいました。売却をしますと、もう完全に町のものではなくなります。用途はやはりそういう町民の方々の健康増進であったり、交流拠点であったりということは残していただきながら、全く民間の方々の創意工夫に委ねて、全てをお任せするというのが売却でございます。貸与といった場合に、これは条件がいろいろありますので、これは検討しなければならないわけですが、無償でも譲渡するといったような場合には、よくあるのは、もう完全にそちらのほうで全てをお任せいたしますというようなケースがあろうかと思います。

長期間の有償による貸与といったような場合に関しましては、一定の施設の所有者としての役割として、大規模な修繕といったものをやらなければならないというような条件がつく場合もございます。そこらはどのように貸与していくのかというケースによって変わってくるのかなと考えております。

町といたしましては、将来への負担が残らないような方向で、もし貸し出しをする場合にしても、そういう条件で貸し出しができれば一番よいのかなと、そのように考えております。

以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

これまでもいろいろ宣伝等々アピールするのに、提案をさせていただいたことがあるわけですが、例えば、のぼり旗 1 本でもほかの近くの駅に立てればアピールになるんじゃないかとか、国道についても大きな看板等をつけたらどうかとか、また、夜道の駅からのいこいの館のところは暗いんですよね、非常に。ライトをつけたらいかがでしょうかとか、そういうことは言わせていただいたんですけども、民営化を目指していくという中でも、やっぱり町ができるちょっとしたことというのがあると思うんです。

ところがなかなか実際は実行されていないということで、やっぱりそういうところも変えていくことが町の姿勢、町としての社長としての姿勢を示す大事なことだと思うんですね。

その点をやっぱり、これほど正直、議会でも否決されるという状況が生まれた中で、姿勢を改めていかないと、今後、議会の承認、住民の方の理解、本当に得られないと思うんです。

だから、その点をしっかり認識していただいて、そういうところから、できるところからでも、目のつくところから改めていただきたいというふうに要望して、2 つ目の項目については終わらせていただきたいと思いますけれども、これ、本当に長年のいこいの館は懸念事項ですから、本当に真剣に取り組んでいただきたいと、また、こちらもいろいろ協力できることがあればさせていただきますから、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最後の 3 つ目の項目について質問に入らせていただきます。3 つ目の項目として、国保の都道府県化、来年 4 月から実施するということで進められていますけれども、町として、この国保が都道府県化することをどのような意義なりメリットがあるというふうにお考えなんでしょうか。そのお考えをお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 向出議員の御質問にお答えいたします。

どのようなメリットがあるかということでございますが、国保は市町村が保険者となって運営をしておりますが、国保加入者の高齢化や医療費の高騰等、財政運営が不安定な状況にあります。国保の都道府県単位化により、都道府県と市町村がともに共同保険者となって運営する形に変更され、大きな目的、メリットとして、財政運営の安定化が図られることになります。

そして、もう一つのメリットといたしましては、都道府県単位での資格を管理することに

より、京都府内の他の市町村へ転居した場合も資格が継続され、高額療養費の多数回該当の回数に含まれることにより、該当者の負担が軽減されることになるものでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

これまで、国の方向性というのは、社会保障を抑制していこうということで、さまざま、結局、いろんな措置がとられて、保険料等、介護保険、介護についても上がってきていますし、結局、後期高齢のほうも上がってきているということで、負担はふえているというのが実態だと思うんです。介護のほうからも、要支援 1、2 を出していくという形とか、差額ベッド療養費とか、ホテルコストということで、泊まったときの宿泊費、給食費等、食事代等を引き上げるということも過去も現実に行われてきていると、大きな方向性としては、さまざまな軽減措置等やられたりもしていますけれども、やっぱり福祉は、社会保障は下がってきているというのが実態だというふうに思うんです。

この中で、特に心配になるのは、保険料についてですね。今でも、国保はやっぱり高いという声はあると思うんですけれども、この国保の保険料、この都道府県単位化によって、どのようになっていくのか、上がっていくというふうに試算されているのか、変わらないのか、下がっていくのか、そのあたりについてお聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 現在、京都府内全市町村の保険税（料）の算定に係るあらゆる数値等を京都府で吸い上げ、試算を進められているところでございまして、第 3 回目の試算経過が 8 月末に京都府より出されました。

結果については、現時点での関係データや、国、提示係数、各市町村の予算見込みなど、今後変動が見込まれる数値を用いていることや、平成 30 年度から新たに投入される公費拡充分の一部、1,700 億円のうち、1,200 億円のみ反映されることから、あくまで参考数値として示されてきました。

結果の公表につきましては、参考数値としての不確定数値であるため、混乱を招かないために公表を控えるよう、国保都道府県単位化の推進会議等で統一されております。

今後、公表できる試算結果が出され次第、速やかに公表させていただきますので、御了承をお願いいたします。

被保険者の負担が増すことのないよう、激変緩和措置等についても盛り込んだ上で、試算

を進めております。

現時点では、あくまで試算段階ですので、明言はできませんが、被保険者の負担がふえることはないと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

ちょっと仕組みにかかわることでお尋ねをしたいわけですが、都道府県単位化となれば、京都府が納付金という形で各市町村に納める額を提示されるかというふうに聞いているわけですが、その際、いわゆる当然、医療の給付状態、給付費のこと、そして所得状況等、関係情報に基づいて当然決められるというふうに思うんですが、その提示された額のうち、当然、市町村、一般会計からの繰り入れもありますから、それを除いた一般会計を入れて除いた部分というのが被保険者から徴収すべき保険料に一応なっていくというのが、理論上のものではないかなというふうに認識しているわけですが、もし間違いがあれば御指摘いただきたいんですが、そうだとすれば、納付金がどうしても上がると保険料が上がると、下げようと思えば、一般会計を入れれば下がると、こういう認識でいいのか、仕組みのことですが、ちょっとお聞かせをください。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（由本好史君） お答えいたします。

納付金につきましては、京都府から示されるということになります。

それで、国庫の補助金等につきましては、京都府のほうに入るということになりますので、そういったことを踏まえまして、激変緩和措置を講じて、各国保のほうで、運協のほうでいろいろ諮っていただいて、それで、納付金の額より保険税がどうなるというあたりをいろいろまた御審議していただくというようなことになってこようと思います。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

ちょっと心配していますのは、例えば納付率の向上のために、成績のいいところは、納付金を下げるという仕組み等を導入される心配はないんだろうかというふうにちょっと思ってしまうわけですが、聞いているところによれば、直接納付金にそういうのは反映、今のところはされるということではなくて、税のところでの加算が一定の点数によってあるかないかというところで影響を受けるというふうには聞いているわけですが、ただ、基本的には集める納付金というのは、先ほど言ったように、国からの財政の援助、激変緩和と

いうことで入ってくるお金もありますけれども、基本的に要るお金というのを計算して、当然決まるということで、もしどこかの自治体の納付金が、何らかの例えば納付率がよくて、成績がいいので下げましょうという話が出てくると、どこかの納付金はやっぱり上がらざるを得なくなってしまうという、そういう仕組みはどうしても、理論上はあるんじゃないかというふうにやっぱり心配するわけですね。

これまでも税機構ができて、やっぱり納付率は基本的にちゃんと上げてくださいということもありますから、そういう方向性があるって、上がる可能性もあるんじゃないかと、やっぱり1つ心配をしてしまうわけですけども、それで、ちょっとお聞きしたいのは、これまでどおり一般会計からの繰り入れというものはずっと続けられる、そういうことでいいんでしょうか。その点、ちょっとお伺いをします。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 一般会計からの繰り入れ、今までどおり行われると思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

町長に最後、ちょっと確認したいんですけども、正直なところ、国の流れでは、本当にこのままの状態で済むだろうかということは、当然心配するところです。

それで、やっぱり自治体のトップとして、町のトップとして、住民の方の福祉を守るのが大きな仕事だというふうに思うんです。その住民の福祉向上にならない、生活が守れないことであれば、やっぱりしっかりとその立場から意見を言う。しっかりと、そうした強い姿勢を示していただきたいというふうに思うんですけども、やっぱり、しっかりとこの国保、これ以上もう負担を上げないように努力をしていただきたい、そういう姿勢で京都府や国にも臨んでいただきたいというふうに思うんですが、その点、最後、認識をお伺いして質問を終わりたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 国保につきましては、やはり、町民の皆様の健康を守っていく最後のとりでだと私は自覚、認識をしております。このような仕組みにつきまして、激変緩和とか、国から1,200億円の交付がされる、そのように聞いております。そういうことにつきまして、使い方などにつきまして、京都府などにはっきりと物を言って、国保の値上げにしないようなそういう取り組みを努めていきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） これで、向出健君の一般質問を終わります。

4 番議員、田中良三君の発言を許します。田中君。

4 番（田中良三君） 4 番、田中です。

4 項目について、質問させていただきます。

1 つ目に防災無線について、切山地区の野外の防災無線が故障しているんですが、故障して何で長期間置いて、何で改修されないのか、まずそれからお聞きします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

切山地区の一番高いところにある屋外防災無線のことをおっしゃっているんだと思うんですが、あの機械、屋外無線機につきましては、アナログにしか今対応していない機械になっております。庁舎から発信されるのは、今現在、アナログ波とデジタル波、両方発信しているんですけども、切山地区のこれにつきましては、アナログ対応になっております。故障について、修理部品、それから、業者のほうにも対応するようにお願いしたんですけども、アナログの部品というのがもう今調達できない状態になっております。これにつきましては、夏に行いました区長会、区長さんのほうにも御説明させていただきましたし、近隣のお住まいの方からも以前からお話を伺っておりましたので、そういうことでお返事をさせていただいております。

今後、デジタルのみの対応となってきますので、今現在、切山地区、それから、ほかにももう 1 件、アナログにしか対応していないものもございますので、設置場所等、今後、検討の課題とさせていただきます。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4 番（田中良三君） 4 番、田中です。

今言わはった、確かにアナログからデジタル化にされるというのは聞いているんですけども、長期間、野外の防災無線とかを故障させた状態で置いておくのは、やっぱり問題があると思います。野外に出ている人で、下のやつが聞こえへん人は、上のほうにいてはって、聞こえへん人がいはったら、今、Jアラートとか、いろんな問題が出ていますんで、そういうのを早速修理していただきたいと思います。これ、いつぐらいに修理できる予定ですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。先ほど言いま

したように、アナログとしての修理はもうできないことになります。

今後、デジタルへの対応となりますと、1基だけということではなく、ほかのところも同じようにアナログ対応の屋外機もございますので、それと合わせて平成32年度までに対応していくということで考えております。

32年度というのは、もうデジタル波のみしか流れないということになりますので、そこまでには対応、改修が必要なのかなと、設置が必要なのかと思っております。

ただ、南部区からの屋外無線であったり、切山地区のもう1本の屋外機等で業者のほうに確認すると、放送範囲は網羅しているということで聞いておりますので、屋内の無線機と、それから外の屋外のその分で今現在対応していきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

今聞いたら、平成32年までデジタル化ができへんという話です。これは仕方ない話ですけども、聞こえる範囲というのが捉えられるところをやらんとあれですので、できるだけ対応を早くしていただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

デジタル化に32年度にしか対応しないということではなく、32年度までに、アナログの対応から切りかえる必要があるということで、ちょっと改修の年度等は決まっておりませんが、最終年度が31年度、32年度ということで、御理解いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

その件はまた、よろしく願いしまして、その次、産業振興会館の水漏れについてお尋ねします。私、6月議会でも、2階のトイレの水漏れを聞いたら、修理の見積もりをとり次第直したいという話を聞いたんですけども、この9月15日の敬老会で見たら、まだ一個も直っていない状態で、それ以外に、30年たっているさかいかもしれませんけれども、それ以外も包括支援センターの階段のところ、中段からの水漏れ、その上のところ、雨どいのところ、水漏れと、多々あるんですけども、これはどうされますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 本年度審議いただきました、今回審議いただきました補正予算の中でも、緊急対応分といたしまして、産業振興会館の雨漏

り対応を考えさせていただいております。

実際見積もりをとるという場合でも、足場を組んでかなり大がかりな見積もり、点検とい
いますか、ことになってしまいますので、本年度はとりあえずは応急対応、来年度の当初予
算の計上に向けて見積書を徴取させていただきたいと思っております。

6月議会のときには、見積書がとれ次第ということでしたけれども、業者のほうにも確認
しましたら、かなり大がかりな、足場も組んで見積もりをとらないといけないということ
でしたので、今年度中にそこを考えさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

野外のところ、水漏れに関したら、まだそうかもしれませんけれども、2階のトイレに関
したら、もう何カ月もして、そんなんはよ直さんとますます広がったり、いろんなことが出
てくる可能性があると思うんですけれども、足場とか組まんなんとか、いろいろなことはあ
ると思いますけれども、できるだけ早く直していただくようお願いしておきます。

その次について、水道管の向阪の水漏れについてお尋ねします。9月7日、向阪で水漏れ
が発生したと思うんですけれども、この水道管が設置された時期と、この水道管はいつ、も
ういろんな改修とかをされたんですか。直されたんですか、その水道管、昔の水道管から直
されたというか、入れかえされたことがあるんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 田中議員の質問にお答えしたいと思います。

9月7日の有市向阪の水道管の漏水のことを言われておると思うんですけれども、町道笠
置有市線の向阪の当該地、水道管の設置は当初は昭和45年に設置されておりまして、平成
2年に布設がえを行っているところでございます。

したがいまして、今回漏水いたしました水道管は平成2年に布設がえを行っております。
以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 例えば、笠置町の場合、坂が多いさかいかもしれませんけれども、水道
管のあれがあったら、水があんまりにも出てきたら、下にいっぱい車で走るのも不便やし、
家のところに入るのも不便やし、できるだけその水道管の耐久年度を超えたやつとかを改修
される予定とかはありますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 田中議員の質問にお答えしたいと思います。

現在、笠置町の水道管でございますけれども、水道管の法定耐用年数、更新基準というのは、40年ということをされております。一番古い布設がえのもので、平成2年に布設がえをされております。以上のことから、耐用年数を超過しております水道管というのは今現在ございません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

ありがとうございました。今聞いたら、平成2年ということは、向阪のあの水道管が一番古いということですね。

ほなら、その次、町道について、松山薬局裏側の階段の設置について、町民から設置の要望、または希望されたことはありますか。階段設置は現在考えておられますか。保健福祉課長、これ、簡単に答弁いただいて、私、これで質問を終わらせてもらいます。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） ただいまの田中議員のお話で、その松山薬局横の階段を設置しろという要望については、お受けいたしておりませんし、計画も現在のところございません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これで一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第4、委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

議長（杉岡義信君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成29年9月第3回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後 3 時 3 9 分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 岡 義 信

署名議員 西 昭 夫

署名議員 向 出 健